

平成25年

双葉町議会会議録

第4回定例会

12月18日開会～12月20日閉会

双葉町議会

平成 2 5 年第 4 回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (12月18日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した者の職氏名	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
委員長報告	5
行政報告	9
議案第82号から議案第84号までの一括上程	14
提案理由の説明	14
散 会	15

第 2 日 (12月19日)

議事日程	17
出席議員	18
欠席議員	18
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	18
職務のため議場に出席した者の職氏名	18
開 議	19
議事日程の報告	19
一般質問	19

谷津田 光 治 君	1 9
白 岩 寿 夫 君	3 0
羽 山 君 子 君	3 3
高 萩 文 孝 君	3 5
菅 野 博 紀 君	4 1
散 会	4 6

第 3 日 (12月20日)

議事日程	4 7
出席議員	4 8
欠席議員	4 8
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4 8
職務のため議場に出席した者の職氏名	4 8
開 議	4 9
議事日程の報告	4 9
議案第82号の質疑、討論、採決	4 9
議案第83号の質疑、討論、採決	5 4
議案第84号の質疑、討論、採決	5 5
発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	5 6
常任委員会の閉会中の所管事務調査について	5 8
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	5 8
閉 会	5 9

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

25 双葉町告示第16号

平成25年第4回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年11月29日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 平成25年12月18日（水）
午前10時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（８名）

1 番 羽 山 君 子 君
3 番 高 萩 文 孝 君
5 番 清 川 泰 弘 君
7 番 岩 本 久 人 君

2 番 白 岩 寿 夫 君
4 番 菅 野 博 紀 君
6 番 谷津田 光 治 君
8 番 佐々木 清 一 君

○不応招議員（なし）

平成 2 5 年第 4 回双葉町議会定例会議事日程（第 1 号）

平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日（水曜日）午前 1 0 時開会

開 会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告 監査・検査結果報告

双葉地方広域市町村圏組合議会報告

日程第 4 委員長報告 総務教育常任委員会報告（総務教育常任委員長）

産業厚生常任委員会報告（産業厚生常任委員長）

日程第 5 行政報告

日程第 6 議案第 8 2 号 平成 2 5 年度双葉町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 7 議案第 8 3 号 平成 2 5 年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 8 議案第 8 4 号 平成 2 5 年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

散 会

○出席議員（８名）

1 番	羽 山 君 子 君	2 番	白 岩 寿 夫 君
3 番	高 萩 文 孝 君	4 番	菅 野 博 紀 君
5 番	清 川 泰 弘 君	6 番	谷津田 光 治 君
7 番	岩 本 久 人 君	8 番	佐々木 清 一 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	半 澤 浩 司 君
教 育 長	半 谷 淳 君
秘 書 広 報 課 長	平 岩 邦 弘 君
参事兼総務課長	武 内 裕 美 君
参 事 兼 復 興 推 進 課 長	駒 田 義 誌 君
税 務 課 長	舶 来 丈 夫 君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局 長 兼 コミュニティー センター 所 長	大 橋 利 一 君
住 民 生 活 課 長	渡 邊 勇 君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大 住 宗 重 君
生活支援課長兼 郡 山 支 所 長	原 田 榮 君
教 育 総 務 課 長	今 泉 祐 一 君
会 計 管 理 者	半 谷 安 子 君
代 表 監 査 委 員	五 十 嵐 一 雄 君

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	山 下 正 夫
書 記	大 浦 寿 子

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第4回双葉町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、2番、白岩寿夫君、3番、高萩文孝君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、12月13日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から12月20日までの3日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から20日までの3日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎委員長報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、委員長報告を行います。

総務教育常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

総務教育常任委員長、菅野博紀君。

(総務教育常任委員長 菅野博紀君登壇)

○総務教育常任委員長（菅野博紀君） おはようございます。総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の報告をいたしたいと思います。

平成25年12月16日、双葉町議会議長、佐々木清一様、総務教育常任委員会委員長、菅野博紀。

委員会調査報告書。本委員会は、閉会中の所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。1、事件名。(1)、学校再開について、(2)、その他。

2、調査の経過。実施回数、2回。日時、平成25年10月22日火曜日、午前10時22分から午前11時39分。平成25年10月31日金曜日、午前10時25分から午前11時25分。場所、双葉町いわき事務所。出席委員、菅野博紀、羽山君子、清川泰弘、佐々木清一。欠席委員、なし。説明員、半谷淳教育長、今泉祐一教育総務課長、橋本仁教育総務課課長補佐兼総務係長兼学校教育係長、武内裕美総務課長（財政担当）。

3、調査の内容。学校再開についてであります。役場機能をいわき市東田に移転にあわせ、平成26年4月1日開校を目指し、県及び関係市町との協議を行い、双葉郡南部及びいわき市内を候補地として、全国に避難している保護者・児童生徒に対しアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、さらに教育委員会で議論を重ね、最終的にいわき市錦町の旧錦星幼稚園跡地及び隣接した土地が利用可能となり、再開に向けた準備を行っているとのことである。また、新校舎の引き渡し、工期計画によると平成26年10月となっているが、できるだけ工期を短縮し、できれば8月末を目標に、2学期から使用できるようにするため、官公庁、業者等と協議を行っているとのことである。

また、4月1日から入校を希望している児童生徒については、その間、植田周辺等の学校の空き教室が使用可能かを、いわき市教育委員会等と協議を行っているとのことである。

再開に要する用地に関しては、民有地1筆、いわき市所有地1筆、学校法人星学園所有地5筆、合計で7筆、合計面積が3,350.25平方メートルとなり、いわき市所有地については、公共財産使用許可により、その他の6筆については、賃貸借契約で借用が可能であるとのことである。

建築計画概要については、用途地域が第1種住居地域となっており、敷地面積2,816平方メートル内に軽量鉄骨で幼稚園舎、小中学校校舎、体育館を建築し、渡り廊下で園舎、校舎、体育館を結ぶ計画であるとのことである。また、校種については、園舎は別棟で、職員室、年中年長各1教室とし、小中学校校舎については2階建てとし、南北小の児童用教室6教室「1年生から6年生まで」、中学生については、3教室「1年生から3年生まで」、その他小中学校職員室及び共用で使用する体育館や図書室、音楽室等を配置するとのことである。

建築に係る全ての工事費について、3分の2が文部科学省の公立諸学校建物その他災害復旧費補助金で、残りの3分の1が震災復興特別交付税で対応が可能であり、一般財源的にはほとんど持ち出し

がないとのことであるが、用地等の賃借及び備品等についても補助対象となるように、国等と協議を行っているとのことである。

また、委員会の提言により、教育委員会事務局を主とし、関係課からなる校舎建築事業プロジェクトチームを設置し、開校に向けて分野ごとに検討を行っているとのことである。

以上、2回にわたり学校再開に向けての予算措置及び今後の進め方、全体敷地、校舎配置、建築工程等について調査提言を実施いたしました。

今年度については、建築、開校に向けて、土地・分室賃借料、建築に係る仮設進入路測量委託及び進入路設置工事、各補償を年度末まで予定していますので、さらに入校を希望している児童生徒、さらには双葉町の全児童生徒の保護者に対しても、開校までの期間の対応状況や事業の進捗を継続的に調査すべきとの委員の一致した意見であります。

以上、概要を申し述べ、報告といたします。

○議長（佐々木清一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、産業厚生常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

産業厚生常任委員長、谷津田光治君。

（産業厚生常任委員長 谷津田光治君登壇）

○産業厚生常任委員長（谷津田光治君） おはようございます。産業厚生常任委員会の所管事務調査の報告をいたします。

平成25年12月16日、双葉町議会議長、佐々木清一様、産業厚生常任委員会委員長、谷津田光治。

委員会調査報告書。本委員会は、閉会中の所管事務調査を下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。1、事件名。（1）、双葉町公共施設の現状視察について、（2）、その他。

2、調査の経過。実施回数、2回。日時、平成25年10月17日（木）、午前10時から午後4時10分。平成25年11月8日（金）、午前9時から午後3時35分。場所、双葉町いわき事務所及び双葉町内。出席委員、谷津田光治、高萩文孝、白岩寿夫、岩本久人。欠席委員、なし。説明員、大橋利一産業建設課長兼農業委員会事務局長兼コミュニティーセンター所長、松本信英産業建設課課長補佐兼産業係長。

3、調査の内容。東日本大震災及び原子力発電所事故から避難を強いられて2年9カ月が経過しますが、その間、国の区域再編で帰還困難区域と避難指示解除準備区域の2つの区域に再編されましたが、ほとんどの公共施設は帰還困難区域にあり、災害後、復旧に今も着手できない状況であります。

今回の視察に当たっては、産業建設課職員に説明員として同行をいただき、また教育関係の施設についても、あわせて現状視察を実施いたしました。

双葉総合公園については、多目的グラウンド、野球場、テニスコートの施設があるが、いずれも被害は少ないものの、雑草などが生い茂っている状況であった。

双葉海浜公園については、高さ最大13メートルの大津波が、双葉町海の家（マリンハウスふたば）の3階まで達し、内部は崩壊がひどく、手の施しようがない状態であり、海浜公園宿泊施設（バンガロー）や炊事棟などについては、津波で内陸まで流され、施設があった形跡もない状況であった。

公共下水道汚水終末処理場の双葉町浄化センターについては、建物自体は残っているものの、処理機械などが津波により使用不能な状態であり、また地震で処理場まで埋設されている管路が、どのような被害を受けているか調査できない状況であった。

その他の施設については、地震で外観上、多少被害は見受けられるが、災害直後に一部の施設は避難所として使用されており、現時点でも補修により使用が可能であると思われるが、建物の敷地部分には段差や亀裂がある状況であった。

越田霊園については、墓石の倒壊があったが、個人で修復したものも見受けられ、敷地内には段差、亀裂がある状況であった。

ため池については、地震で上羽鳥沢入第1ため池の堤体は崩壊したとの説明を受けたが、他の主要ため池約20カ所については、止水栓を外していたとのことで、堤体部に亀裂等があるものの、水量調節を行って維持しており、現在も定期的に現地の状況確認を行っているとの説明であった。

教育・学校関係施設等については、一部耐震工事も施行されていることから、目視で確認できる大きな被害はなく、内部がどのようなになっているかが心配である。

町道・橋梁については、路面に亀裂や段差、一部のり面の崩壊などで通行困難な箇所が多くあったが、応急的な補修を継続的に行っているとの説明であった。しかし、場所によっては、一時帰宅にも支障がある箇所も見受けられた。

2回にわたり現状視察を実施したが、町は区域再編後6年間帰還をしないとし、間もなく3年がたとうとしているが、残りの年数もこのまま何もできない状態であれば、町全体が今以上の荒廃が進むのは確実である。

現在の公共施設の状況を踏まえ、早期帰還を目指すためには、除染が最も重要課題として取り組むべきものであり、施設敷地内でも場所によっては汚染の状況も異なっているため、新たな除染方法の確立と確実な除染を進めていただくとともに、町は各施設の現状を調査し、早急な応急措置を講じなければ使用不能な施設もふえるものと思われる。さらに避難指示解除準備区域も設定されているので、インフラ整備も重要であるとの委員の一致した意見でありました。

以上、概要を申し述べ、報告いたします。

なお、資料を一部配付しておりますので、ご参照いただければ幸いです。

○議長（佐々木清一君）　これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで委員長報告を終わります。

◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第5、行政報告を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。平成25年第4回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から2年9カ月が経過いたしました。原子力発電所は汚染水の処理問題や事故後の原子炉格納容器の状態も明らかになっていない状況で、溶け落ちた燃料の取り出しなど、技術的に未解決の問題が残されたままの状況であり、依然としてリスクが高い状態であります。

原子力発電所の5、6号機の廃炉措置の方針が東京電力から示されましたが、安全かつ確実に作業を実施していくことが重要でありますので、事故の収束作業とあわせて着実に進めるとともに、汚染水漏えい対策についても技術的な検討を十分行い、安全確保については細心の注意を払い、国、東京電力は、全力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

このような中、町民の皆さんは、12月10日現在、福島県内には3,887人、福島県外には2,995人が、全国39都道府県、400市町村に分かれて避難を強いられ、いまだ不自由な日常生活を送られております。町といたしましても、町民の皆さんの生活再建に向けて、諸問題に全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

9月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

10月1日には、役場埼玉支所が、これまでの旧騎西高校避難所から加須市騎西総合支所内に移転をし、事務環境も整い、埼玉県を中心として、避難している町民の皆さんのサポートのため、職員一同業務に精励しているところであります。今後、1事務所、2支所の体制の充実と連携をより一層図り、全国の町民の皆さんの生活再建に向けて取り組んでまいります。特に旧騎西高校避難所の災害救助法に基づく、第一次避難所としての利用の終了に向けて精力的に取り組んでおり、12月10日現在、8世帯11人が残っておりますが、年内には全ての町民が退所の方で進めております。退所後は、施設の返還のための整理を順次進めてまいります。

10月9日、10日の両日、郡山市民プラザ・ビッグアイで、町芸術文化団体連絡協議会主催によります26回目の双葉町総合美術展が開催されました。震災と原子力発電所事故の年は開催できませんでし

たが、四半世紀を超えて歴史あるこの美術展が継承されてきており、横山会長さんを初め会員の皆様の熱意によりまして多くの作品が出品され、盛大に開催されたところであります。会員の皆様と出品されました皆様のご労苦に感謝申し上げます。

10月11日から県主催による「食品と放射能に関する説明会」が県内4会場、白河市郭内、いわき市南台、郡山市富田、福島市第二幹線の各仮設住宅集会所で開催されました。説明会では、大学教授、学識経験者、消費者庁の方々から、食品と放射能に関する正しい情報や知識が提供され、町民の皆さんには日ごろの不安や疑問を解消するよい機会となったものと思われます。

11月3日には、平成25年度双葉町表彰式を挙行いたしました。今回は、長きにわたり行政区長、民生児童委員、消防団員としてご活躍され、本町の町勢進展と住民福祉の向上に多大の貢献をされた5名の方々に永年勤続表彰を、また今回の災害により全町避難を強いられた双葉町民を支援するため、ふたばっ子教育支援基金に多額の金員をご寄附いただき、町の公益のため著しく尽力された1団体に善行表彰を贈りました。さらには、各種基金に多額の金員をご寄附いただいた2名、7団体の方々に感謝状を贈呈いたしました。

今回受賞された皆様には、多年にわたりそれぞれの職務に精励努力されたきたことに対して、その功績をたたえとともに、双葉町の復旧、復興に向けて課題が山積する中、今後ともご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

11月17日は、第25回ふくしま駅伝競走大会が、白河市陸上競技場から福島県庁までの16区間95.1キロメートルで、県内全市町村が参加して繰り広げられました。監督、コーチ、選手の皆さんは、この避難生活で全体練習もできない厳しい状況の中、見事完走しました。選手の頑張りや、避難生活をしている町民の皆様に元気と感動を与えていただきました。選手、そして支援していただきました関係者の皆様に、改めて感謝申し上げます。

11月22日から12月10日の間、帰還困難区域内等への公益立ち入り及び一時帰宅に伴う立ち入り地区への連絡道路等の安全確保のため、蓬田久保前線ほか8路線14カ所の応急補修工事を実施しております。

また、降雨や強風等の影響による倒木等、一般町道等の路面確認のため、9月27日から12月3日にかけて、8回にわたり定期的な巡回を行い、引き続き立ち入りバス、自家用車等通行車両の安全の確保に努めております。

11月27日、28日の2日間、国の来年度予算編成時期にを前に、双葉町の復旧、復興に向けた対応を国に求めるため、復興庁など関係省庁、政党、福島県選出国會議員に対して要望活動を行いました。要望項目として、双葉町への帰還見通しの明示と町の復興、復興公営住宅と町外コミュニティーの早期整備、町民のコミュニティーの維持など、双葉町の復興と町民の皆様の生活再建にかかわる重要課題20項目について、確実な措置を講ずるよう強く要求いたしました。対応いただいた関係省庁の大臣などからは、町の要望事項について一定の理解をいただきましたので、今後の国の復興施策の動向を

しっかりと見きわめながら、要望事項の実現に向け、国、関係省庁などに対して粘り強く要求を行ってまいります。

かねてから要望のありましたイノシシ等野生鳥獣の駆除対策につきましては、環境省が業者へ委託し、旧捕獲隊員の協力を得ながら、箱わなを6カ所設置し、12月2日から実施しており、現在まで11頭を捕獲し、成果を上げております。次年度以降も継続するよう国へ要請し、農地等の荒廃や家屋への侵入による被害の防止に努めてまいります。

今年度が3回目となります生活支援物資配送事業は、12月9日から役場へ届け出られているそれぞれの居住先へ配送したところであります。避難生活で何かと出費がかさむ中、生活の一助としてお役立ていただければ幸いと存じます。

ホールボディカウンターによる内部被曝検査についてであります。いわき事務所並びに町が協定を結んでおりますひらた中央病院において、11月末までの報告分で218名の方が受検されております。また、ひらた中央病院では今月2日から乳児用ホールボディカウンターを導入し、検査を開始したことから、本町においても当病院との協定書に追加を行い、受検体制を拡大したところであります。埼玉支所においては、検査機器等を移動し、現在検査を実施している状況であります。今後も随時受け付けし、検査を行ってまいります。

帰還困難区域等への住民の一時帰宅は、本年4月下旬から、特定の月を除いておおむね月に1回の立ち入りを可能とし、月曜日と火曜日を除いて立ち入られる方の都合のよい1日を選べるようご案内を行いながら実施しています。本年度は4月24日の開始から11月末日までのマイカー立ち入り累計実績数は4,457世帯で、1万773人の方が立ち入られております。また、バス利用による一時帰宅も、これまで5月、7月、8月、10月の4回で、延べ8日間35台で実施し、147世帯、218人が立ち入りを行っております。

帰還困難区域の通過交通については、さまざまな目的に応じて期間を設定し、これまで585件の通行証を発行しております。あわせて墓参に限定した立ち入りなども実施しておりますが、双葉郡内の国道においては、道路上でも依然として空間放射線量率が高い地点もあるため、若年者の通過や立ち入りは、引き続きご遠慮していただきたい旨を常に申し上げております。

なお、職員による町内パトロールも継続して実施するとともに、警備会社による防災、防犯監視の町内巡回も引き続き毎日実施しております。

また、町独自で行っている双葉町内の空間放射線量の測定結果を、福島県のシステムに登録し、随時公表しております。現在、本年10月に実施した386地点の測定結果をインターネットの福島県放射能測定マップ上に公開するとともに、今年度も測定結果は印刷配布を行う予定であります。

東日本大震災に関連する災害弔慰金につきましては、9月以降は新たな認定の報告はありませんが、大震災当初からの合計は、119件、3億5,500万円となっております。

中間貯蔵施設については、現地調査が先ごろ終了し、先般その結果報告が町と議会に行われ、翌日

には国から福島県並びに関係町に対して建設受け入れ要請がされたところであります。中間貯蔵施設は非常に重大な問題であることから、近隣自治体はもとより、福島県との連携を図り、国の政策を見きわめながら、今後の判断については、議会や町民の皆さんの意見等を聞きながら慎重に進めたいと考えております。

国の除染モデル事業として、双葉厚生病院及びヘルスケア一ふたばを中心とした一帯並びにふたば幼稚園周辺地域で実施され、追加要望による山田地区のモデル除染事業にも着手しており、これらの成果についても今後報告がなされるものと思っております。

公共墓地の除染と並行して行う墓地の整備事業も委託契約を締結し、現地調査も済んでおりますので、今後速やかに事業の進捗を図ってまいります。

津波被災地区の瓦れきの集積については、集積場所の確保に向けて地権者協議が進んでおり、引き続き関係者のご理解とご協力をお願いするものであります。

原子力損害賠償についてであります。本年6月以降、国の原子力損害賠償紛争審査会に対して、財物賠償の基準の見直し、事故後6年以降の賠償の取り扱いの明示などを要求してきたところです。その結果、審査会において、避難指示の長期化に伴う追加的な精神的損害の考え方や住宅取得に必要な追加的な費用を新たに賠償の対象とする考え方など、町の実情を踏まえた一定の見直しが議論されてきているところです。こうした動きを注視しつつ、引き続き町民の被害実態に沿った賠償指針、基準の見直しに向けて、国等に働きかけてまいります。

原子力損害賠償の消滅時効の問題につきましては、その撤廃を国等に求めてきたところですが、このたび国会において賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律が可決、成立し、民法による3年の時効が10年に延長され、賠償請求権を行使できる除斥期間についても、損害が生じてから20年とされるなど、一定の前進が見られたところです。

一方で、原子力損害賠償未請求者は、東京電力によると、平成25年11月末現在において、仮払金受領後に本賠償請求を行っていない方が329人となっており、徐々に減ってきているものの、依然として未請求の方がいらっしゃいます。今後こうした未請求者の皆さんに対する賠償請求の周知をさらに強化してまいります。

双葉町弁護団への依頼件数は、11月末現在で延べ273世帯、699人となっております。未請求者のほか、請求手続で課題を抱えている町民を支援するため、双葉町弁護団との連携を引き続き図ってまいります。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所をめぐる情勢は、相次ぐ汚染水漏れの問題など、いまだ収束の見通しが立たず、多くの町民に強い不安を与えています。私は福島第一原子力発電所の収束作業の現状を直接確認するべく、12月10日に福島第一原子力発電所構内を視察いたしました。厳しい作業環境で収束作業をされている社員、作業員の方々に對しまして敬意を表し、激励を行ってまいりました。汚染水タンクと瓦れき等が山積みとなっている現場を直接見ると、いまだ収束の見通しが立たな

い厳しい現状が改めて認識されました。真の収束に向けては、燃料デブリの取り出しを初め、いまだ困難な課題が数多く残っています。引き続き国及び東京電力に対して、福島第一原子力発電所の事故収束に全力で取り組むよう強く求めてまいります。

また、本年9月に安倍首相が、福島第一原子力発電所5、6号機を廃炉にするよう東京電力側に要請しました。これを受けて、町としても、町議会の決議を踏まえて、9月26日に国へ要請書を提出するとともに、9月30日には東京電力に対して廃炉の要求書を直接提出いたしました。これらを受けて東京電力から、12月13日に町及び町議会に対して、福島第一原子力発電所5、6号機を廃炉とする手続をとりたい旨説明がありました。町としてもこの説明を受け、今後5、6号機を含めた福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全担保と早期の進捗を求めてまいります。

また、福島県、双葉町、東京電力の三者で締結する「東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」、いわゆる安全協定についても、今日の福島第一原子力発電所の実態に即したものとなるよう、福島県や大熊町と連携しながら協定の見直しを進めてまいります。

双葉町復興まちづくり計画（第一次）の策定を受け、計画に基づき町民の生活再建と町の復興に向けた取り組みを進めております。

双葉町復興まちづくり計画（第一次）の具体化に向けた取り組みですが、双葉町復興推進委員会の第1回会合を10月9日に開催し、これまで3回にわたり、「町民のきずなの維持・発展」、「双葉町外拠点」、「町民一人一人の生活再建」などを議題として、復興まちづくり計画の推進方策について活発なご議論をいただいております。また、双葉町津波被災地域復興小委員会につきましても、第1回会合を10月28日に開催し、これまで2回にわたり、津波被災地域の復興のあり方について活発なご議論をいただいているところです。

さらに、11月から12月にかけては、福島県内外9カ所で、「町民のきずなの維持・再生やコミュニティーのあり方」をテーマとして、世代別のグループに分けて意見を聞くワークショップを開催しました。私もこのワークショップに出席し、町民の皆さんから多くの貴重なご提案をいただきました。加えて、双葉町公式ホームページに町民の意見を求める掲示板も10月4日から開設し、意見、提案を募っております。

こうした町民の皆さんの多様なご意見、ご提案を踏まえて、双葉町復興推進委員会においてさらに議論を進めていただき、双葉町復興まちづくり計画（第一次）の事業計画に盛り込むべき事業の提言をいただく予定です。この提言を受けて、町として事業計画の策定に取り組んでまいります。

復興公営住宅の整備につきましては、これまでいわき市、郡山市、南相馬市に町民がまとまって居住できるよう福島県に要請し、国、県、受け入れ自治体との協議を進めてきたところです。10月に復興庁、福島県と共同で実施した双葉町住民意向調査の結果を踏まえて、白河市にも復興公営住宅の整備を福島県に要請することとしました。今後住民意向調査の結果を分析し、町民の意向に沿った復興公営住宅の早期整備と機能の充実に向けて、復興庁、福島県及び受け入れ自治体との協議を加速させ

てまいります。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。平成25年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算（案）が3件となりますので、慎重なご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

◎議案第82号から議案第84号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第82号から日程第8、議案第84号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第82号から議案第84号までを一括上程いたします。

◎提案理由の説明

○議長（佐々木清一君） 議案第82号から議案第84号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第82号 平成25年度双葉町一般会計補正予算（第5号）についてであります。歳入歳出それぞれ2,846万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は57億6,309万7,000円となります。

歳入について申し上げます。町税は、町民税及び固定資産税の滞納繰り越し分として2,598万9,000円追加いたしました。国庫支出金は、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金など8,658万6,000円を減額いたしました。県支出金は、環境放射線モニタリング事業など1,348万9,000円を追加いたしました。繰入金は、東日本大震災復興基金からの繰り入れにより、682万5,000円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。民生費は、災害救助費の共同墓地等整備事業の減額や東日本大震災犠牲者追想式典事業の追加など、合わせて7,816万6,000円減額いたしました。衛生費は、双葉地方広域市町村圏組合負担金など776万8,000円を追加いたしました。教育費は、幼稚園就園奨励費補助金など648万6,000円を追加いたしました。諸支出金は、ふるさと応援寄附金やふたばっ子教育支援基金への積立金として221万1,000円を追加いたしました。

議案第83号 平成25年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてありますが、歳入歳出それぞれ7,233万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は15億6,427万6,000円になります。

歳入の主なものは、滞納分の国民健康保険税の収納があったことから、国民健康保険税が3,468万

5,000円の追加、督促手数料が9万9,000円の追加、退職振りかえを行ったことなどにより、療養給付費交付金が3,228万3,000円の追加、一般被保険者第三者納付金が712万2,000円の追加となります。

歳出の主なものは、総務費が132万8,000円の追加、医療費の増加に伴い保険給付費が1億90万8,000円の追加、予備費が2,873万1,000円の減額となります。

議案第84号 平成25年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ1,352万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億932万6,000円とするものであります。

歳入については、保険給付に係る国庫支出金700万円、県支出金650万円と一般会計からの繰入金2万円をそれぞれ追加いたします。

歳出については、総務費2万円と保険給付費1,350万円をそれぞれ追加いたします。

以上、提案いたしました議案についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時46分）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成25年第4回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

平成25年12月19日（木曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

6番 谷津田 光 治 君

2番 白 岩 寿 夫 君

1番 羽 山 君 子 君

3番 高 萩 文 孝 君

4番 菅 野 博 紀 君

散 会

○出席議員（８名）

1 番	羽 山 君 子 君	2 番	白 岩 寿 夫 君
3 番	高 萩 文 孝 君	4 番	菅 野 博 紀 君
5 番	清 川 泰 弘 君	6 番	谷津田 光 治 君
7 番	岩 本 久 人 君	8 番	佐々木 清 一 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	半 澤 浩 司 君
教 育 長	半 谷 淳 君
秘書広報課長	平 岩 邦 弘 君
参事兼総務課長	武 内 裕 美 君
参 事 兼 復興推進課長	駒 田 義 誌 君
税 務 課 長	舶 来 丈 夫 君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局 長 兼 コミュニティー センター 所 長	大 橋 利 一 君
住民生活課長	渡 邊 勇 君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大 住 宗 重 君
生活支援課長兼 郡 山 支 所 長	原 田 榮 君
教育総務課長	今 泉 祐 一 君
会 計 管 理 者	半 谷 安 子 君
代表監査委員	五 十 嵐 一 雄 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 下 正 夫
書 記	大 浦 寿 子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号6番、谷津田光治君の一般質問を許可いたします。

6番、谷津田光治君。

（6番 谷津田光治君登壇）

○6番（谷津田光治君） おはようございます。ただいま議長から質問の許可がありましたので、通告に従いまして一般質問をしたいと思います。

まず初めに、双葉町教育委員会について。教育委員会の組織についてお尋ねいたしたいと思います。この前の臨時会の町長答弁に、教育委員会、責任ある者は教育長であるというような答弁がありました。教育長は何に基づいて責任を持たせられているのか。

まず、委員会を組織、教育委員会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これに基づいていろいろな条例、規則、規定をつくっております。まず、教育委員は6名、委員長、委員長職務代理者1名、教育長ほか委員3名、こういうふうな構成になっていると思います。この人たちによって学校教育、社会教育の方針やその他いろいろなことが決められているというふうに私は思っておりました。教育委員会の事務局が設置されて、これによって各係が決められている。

まず、事務分掌として、総務係が18項目、学校教育22項目、生涯学習係が30項目、これだけの事務を分掌している。仕事としては、そのほかに公民館、図書館、歴史民俗資料館、そのほか体育館は町長が管理することになっておりますが、町長が認める団体に管理を委託することができると、こうなっております。それで、町長は体育館長に教育総務係を指名しているということになっている組織だと思っておりました。どうですか、この辺、教育長。これで間違いはありませんか、間違っているとところがあればお話しください。

○議長（佐々木清一君） 半谷教育長。

（教育長 半谷 淳君登壇）

○教育長（半谷 淳君） おはようございます。教育委員会の組織についてのおたただしですが、今、谷津田議員からの質問の内容に基本的に間違いないというふうに考えます。まず、教育委員会の組織的な位置づけとしまして、今、谷津田議員からありました地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて仕事をしております。その中で教育長の役割としまして、教育委員長を中心とする委員会で決定された方針の具体的事務の担い手であるということが明記されております。この原則を常に念頭に置きながら、学校再開を初めとするさまざまな業務で、教育委員の方々と協議する、意見に耳を傾ける、報告をするなどの手続を丁寧に進めなければならないと考えております。

また、学校再開に関しては、教育委員会のみならず、議会、庁議、教育委員会事務局、それに新たに発足させました役場内の学校建設に係るプロジェクトチーム等の組織をフルに活用しながら、町全体で取り組めるよう配慮していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 6 番、谷津田光治君。

○6 番（谷津田光治君） 今、学校建設のプロジェクトチームというような話がありました。私らは今まで聞いたことはありません。どのようなことでそういう組織がつくられているのかもわかりません。教育長、教育委員会は、この教育委員会会議規則、特に 7、8、9、この各条に載っていることが、まず教育委員会の運営に係る一番大事なことだと私は思っています。

教育長に委任されるもの、教育長委任規則があります。この 2 項に、学校その他の教育機関の設置及び廃止に関することとあります。これはこの第 1 条の（2）なのですが、第 1 条が、「教育委員会は次の各号を除き」と、こういうふうな文面になっておりますので、学校その他の教育機関の設置及び廃止に関することは委任事務から外されているというふうに解釈はできませんか。これからもっていくと、町長が教育長ですという答弁は、私は町長は何に基づいて教育長にその責任を持たせているのかということが、私には理解できないのです。

それから、教育長、もっと聞きます。これは教育委員会の規則、規定、これにちょっと不備はありませんか。きのう教育総務課長にちょっと話しましたが、まず公告式規則、これ公布が双葉町役場前の掲示場及び公衆の見やすい場所、双葉町役場は町長は双葉町新山前沖にあると、確かに新山前沖にある。ですから、ことしこれ改正した規則、規定ですから、これはやはりもう少し、教育長が就任と同時に、これらはやはり目を通しておかないと、私は少しこの教育関係にはなかなか大変だなと思う。

教育委員会事務局規則、第 2 条、事務局に次の課及び係を置く。（1）、教育総務課、総務係、学校教育係、生涯学習係。3 条、2 条に規定する各課の係、各課と言っても 1 つしかない、課は。4 条、1 つの事件が 2 つの課にわたるときは、1 つしか課がないのに 2 つと、これもやはり直しておいたほうがいいのではないかと。余り細かいことを言うと思うようですが、これはやはり条例、規則、規定ですので、町長が教育長に全責任を持たせているということからすれば、やはりちゃんと整備をする

べきあるというふうに思います。それをまず答えてください。

あとは学校の進捗状況は、常任委員会からの説明もあったし、その後また継続して審査、調査をするというような申し入れもあったようですので、これはおいおいとまたお聞かせしていただくことになります。

学校の建設の進捗状況なのですけれども、この前いただいたこの教育委員会からの資料だと、土地の所有者が、借地料が発生するのであれば借地料、それからこの契約状況の中で、1、業務名。業務名というのは普通言うのですか、これ教育委員会は特別なのかな、業務名。これ事業だと私は思っているのですけれども、これ何かしっくりこない、これでいいのか。

それから、我々にこの進捗状況の書類を渡すときには、やはりこの契約業務内容、これが8項目になって分別されているのであれば、これに係る金額等も私は書いていただいたほうがわかりやすいなというふうに思います。

以上、これらについて教育長からお答えをいただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 半谷教育長。

○教育長（半谷 淳君） ただいまの谷津田議員の質問にお答えします。

まず、学校建設に係るプロジェクトチームについてであります。先般行われました総務教育委員会の中では説明しております。役場庁舎内の建設課、復興推進課、そして設計専門家など10名の構成でプロジェクトチームを発足しまして、建築に係る協議を進めてまいりました。

続いて、教育長の仕事の中身についてのおたかしですが、谷津田議員のおっしゃるとおり、町の教育長委任規則の中にも、第1条の中に、学校その他の教育機関の設置及び廃止に関しては教育委員会の権限であると、ただ第2条に、教育長は、委任された事務につき重要かつ異例の事態が生じたときには、第1条の規定にかかわらず教育委員会の指揮を受けながらという項目がありますので、学校建設については、この重要かつ異例の状況に係るものと判断されますので、教育委員会に意見を聞きながら、私が教育長として仕事をするということについては、十分根拠があるものと考えております。

続いて、掲示板についての委員会規則については、谷津田議員のおっしゃるとおり、実態にそぐわない部分もありますので、今後規則の見直しを進めなくてはいけないと思っております。具体的には附則等で、実際の教育委員会が所属するいわき事務所、そういった項目をつけ加える必要があるかなと思っております。

続いて、契約に関する取り扱いですが、これは事業名で統一するのが望ましいかなと思っております。また、契約内容についての金額等についても、もっとわかりやすくということですので、そのとおりわかりやすい金額を明示した上で、今後進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 教育長の言うとおりで。教育長が委任事務から外されているものは、教

育委員会がトップになって教育長に仕事をさせると、だから私この前言ったように、教育長が一般的に言う事務局長みたいな立場で私はやっているのではないのですかと町長に聞いたのだけれども、町長はそれについては、いや教育長ですということですので、やはり教育委員会の教育長ですから、その辺教育委員会で全部取りまとめをして、教育長は先頭に立って仕事をすると、そういうようなことで私はお願いしたいと思います。

次、町長の質問に移らせていただきます。ありがとうございます。町長に質問します。福島第一原子力発電所の安全協定についてを質問したいと思います。この前しっかり駒田課長に言われました。

「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」というのが正式なのですが、一般的に我々「三者協定」とか「安全協定」とか「原発安全協定」とか言っているものですから、ついつい「安全協定」になってしまいます。町長答弁で、現在の平時を前提とした安全協定は、福島第一原子力発電所の実態にそぐわないと、そういうふうに答弁しております。24年11月7日、特定原子力施設に指定され、原子力規制委員会の監視下に置かれたことからというのが理由だという答弁でした。今後状況に即したものに直しが図られるよう、県と連携して協定の見直しを求めてまいりますという答弁でした。固体廃棄物建屋建設については、対象となるかどうか今県に解釈を求めている。これは5番の町長答弁についてという質問とも重複しますが、まず手っ取り早く、町長はこの前の安全部会の会議にまず誰を指名していて、誰を派遣しましたか、まず第一にそこから聞きます。これは安全協定ですから。

（「休議」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前 9時20分

再開 午前 9時20分

○議長（佐々木清一君） 戻します。

○6番（谷津田光治君） では、そういうふうに町長は答弁しましたが、安全協定は今どういう形になっておりますか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田光治議員の一般質問の福島第一原発安全協定について、原発事故発生後の安全協定の効力の有無と福島県との協議の有無についてのおたかしですが、現在の安全協定は平常運転時での運用を定めているものであり、原発事故後の廃炉作業を想定したものではありませんが、現在の安全協定の効力が失われているものではありません。したがって、現在も安全協定第3条の通報連絡に基づき、東京電力から通報、説明を受けているところです。

東日本大震災後の協定の運用につきましては、原子力災害対策特別措置法第25条の応急措置及び原子炉等規制法第64条の危険時の措置として、原子炉等規制法に基づく変更許可の手続が省略されてい

たことから、原子炉等規制法に基づく施設の設置、変更を対象としていた安全協定第2条の事前了解は適用されてこなかったところです。

しかしながら、福島第一原子力発電所は、昨年11月に特定原子力施設に指定され、今年8月原子力規制委員会に特定原子力施設に係る実施計画が認可されたことから、認可以降に施設の設置、変更を行う場合には、事前に原子力規制委員会に実施計画の変更認可申請を行い、認可を受けることが義務づけられたところであり、そのため福島県から協定の取り扱いについて協議があり、今後整備が計画されている覆土式一時保管施設や固体廃棄物貯蔵庫第9棟については、現行の安全協定第2条の対象となる旨整理がなされ、先般東京電力からそれぞれの事前了解の申し出がなされたところです。

このように、現行の安全協定は効力を有しているものの、平時を前提とした安全協定は、福島第一原子力発電所の実態にそぐわなくなっていることから、廃炉措置を進める今日の福島第一原子力発電所の実態に即したものとなるよう、安全協定の見直しを進めるべく、大熊町を交えて福島県との協議を進めているところです。

次に、事故後の施設の建設及び設置の申し入れの詳細と建設、設置されたものの有無についてのおたただしですが、さきに答弁申し上げたとおり、事故発生から特定原子力施設に係る……

○議長（佐々木清一君） 町長、安全協定のことから、これ今谷津田さんからこっちだけのあれで言われているから。とりあえずこっちを先にやってください。安全協定のほうだけを今質問されているので。

（「通告書を通して……」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） いいですか、ではそのままです。では、そのまま続けてください。

（「いいですか」言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 町長の言っているとおりなのか、違うのか、全くわかりません。これ安全協定がまだ生きているとすれば、その規制庁の監視下に置かれたのは何々であって、まだ協定の内容が残っていますよというのが何なのか。町長、先ほどちらかと話しましたがけれども、この前安全部会やったと、安全協定に基づいてやっているのですね。これは運用でそういう部会をつくれということになっている。町長は機関の長という位置づけで2名の職員を出席させることができるのです。この施設は協議しなければならないものであって、そのほか協議なしで国、規制庁が勝手に何々を決めるということ、ちゃんと分けて町長答弁してくれないと、私には理解できないのです。規制庁はこれこれ、町はこれに口出しはできないと、だけれども、安全協定の運用については、部会の設置や何かはまだ残っているので、今度の固体廃棄物の申し出は、これは協議するものであるというような位置づけがはっきりしていれば、私には理解できるのだけれども、これは安全協定は規制庁、原子力発電所は規制庁の監視下だからと言われると、ではあとは何もできないのかということになってしまう。

これどういう、その安全部会に出席して、町長が2人出席させたと思うのだけれども、出席させて、その固体廃棄物、どういう内容なのか詳しく知りたい。これ中間貯蔵施設の話が今出ていますけれども、原子力発電所サイト内につくる固体廃棄物というのか、中間貯蔵なのかわかりませんが、これ30ミリシーベルトパーアワー超なものですから、地下に置くと言っているのは。だからそれを、では中間貯蔵施設だと30年と国は決めている。東京電力は何年置く、何十年置く、それが最終保管庫になってしまうのか、そういうのはこの前の安全部会で多分話があったと思うのだけれども、これを聞かせてください、まず。

でないと、私これまた次にも質問しているのだけれども、中間貯蔵施設の話とまたダブってくるような気がするのだけれども、中間貯蔵施設はとりあえず30年、では東京電力はサイト内に何年置くのか。前知事は使用済み燃料さえサイト内に置くのはだめだというような主張をずっと通してきた人でしたけれども、今回は物すごい数の使用済み燃料が共用プールに納められるようになるのだよね。それもまた何年あそこに置くのかもわからない。だから、この東電から申し入れがあった固体廃棄物のほうは、安全部会でどんな説明をしたのか、どんな内容だったのか、これ今長々と言われてもあれだから、一応後でしっかりとした内容の報告を町長いただけませんか。

町長は説明員を議場に入れているのですけれども、本来だと議長が選ぶのだから。町長の答弁と担当課長の答弁がまたちょっと違うニュアンスで聞こえると大変だから、あと出席した人から報告を町長は受けていると思いますので、後でちゃんとした説明なり文書というものをいただけませんか。ということを町長をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、この事前協定につきましては、平常時のものを規定しておりますので、今回のような緊急災害時に対してそぐわなくなっているというのは、前に答弁でお話ししたとおりと思っております。そういったことから協定の見直しを県と東京電力、また大熊町と協議をしながら、その新たな緊急災害時に対する対応を考えていきたいと、そのように思っております。

また、30ミリシーベルトパーアワーの高線量の瓦れきの覆土式の保管施設の件でございますが、その件につきましても、これは東京電力にももちろんなのですが、国のほうに仮置き場というふうな説明で出ておりますので、それは、ではいつまで仮置きなのかと、具体的にその時期を明示しなさいと、そういったことがきちとなされないうちは、双葉町としては次の高線量瓦れきに関する許可は出せませんよというふうなことは従前から申し上げておりでございます。

なお、谷津田議員の質問に対して全てお答えできていないかもしれませんので、復興推進課長に補足の説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 駒田復興推進課長。

○復興推進課長（駒田義誌君） 谷津田議員の再質問に対してご説明を申し上げます。

まず、先般の安全対策部会につきましては、町から2名の職員が出席しております。2名の職員が出席いたしまして、東京電力から12月11日の第2回の安全対策部会におきましては、覆土式一時保管施設、また固体廃棄物貯蔵庫の第9棟の増設について審議をしております。その審議の結果でございますけれども、これから、まだ安全対策部会として検討結果が取りまとめられているわけではございませんので、この2つの施設につきましては、安全協定第2条の事前了解の対象施設となつてございますので、安全対策部会での技術的な検討が取りまとめられましたら、議会にもご説明をさせていただいて、適切な対応をとっていく必要があるものと考えております。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 課長、2棟はもうできているのではないの、これ。できているというものについて、また追加なのだ。だからその前に、この2つできているものについての説明はなかったよ。新聞報道だとつくったのがあるのだな、テント式のやつ。だからそれと今言っているやつは、その2つというのはテント式のやつなのだ。鉄筋コンクリートというのでつくるやつが、今度町長言っているナンバー9だか何だか言っているやつなのです。だから、それはやりませんでした、今度はやりますという、何か都合いいようにやっているような気もするのだ、東京電力は。

だから、この辺は、やはり安全部会に出席するという、この安全協定の運用の中に決められているから、町長は2名の職員を指名して出席させているのだよね。これ全部、だから安全協定に基づいてやっているのだよ、駒田課長。そういうことなのです。だから、原発の今の事故ったやつについては規制庁の監視下にあるのかどうかは、そういうふうに決まったということですから、それはそれで仕方がないことであって、安全協定はまた厳然として生きている。

ですから、この前の議会で言ったように、町長がそぐわないところがあるのであれば、3カ月過ぎているわけだから、定例会から定例会まで3カ月あるのですから、だから町長はここまで進みましたとか、大熊町と協議して、県とも協議段階に入っていますとか、何かそういう話がこれ聞けるのかと思ったら、また同じことで、これはそぐわないところがあれば県と協議してという、これ甲乙丙、どれか1つの団体が、これは直したほうがいいという話になると、真剣にそれに取り組むことと、ここに書かれているのです。だから町長が安全協定、ちょっとうまくないと言い出せば、やはりみんなそれらについて話し合いに入る体制づくりは多分してあると思うのです。だから、まずいのはまずいのであって、やはり我々立地町民に対して、やはり有利な方向に進むように町長には努力していただきたいと思います。

次に入ります。答弁要らないです。共同墓地について通告しております。公文書、これ一応公印省略ということになっておりますが、双葉町長伊澤史朗ということで出しております公文書、町内共同墓地の除染・環境整備事業の実施についてとあり、議会は2億円の予算を承認したが、本議会前の全協ではもう減額したいということでもあります。普通だと事業進捗50%を超さないと補正は考えにくいところですが、この前一時帰宅でお墓に、私の墓地に行ってみましたら、調査びよう、くいではなく

びょうでもって、ちらちらとしたテープのついたやつが、ちょんちょんちょんと差してありました。どこまで進んでいるのか、進捗率どのぐらいなのか、まだ調査段階だけなのか、やはりこの前の議会のときも話しましたが、立ち会わせてもらえるのかどうか。私らの石、ちょっと低いところに、二、三メートル低いところに落ちていますので、上の平らなところだけ除染、環境整備とか草刈りとか、それだけでは周りはすごいやぶになっていますから、見つけられないような気がするのです。ですから、それらも含めてどのぐらいまでこの事業が進んだのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 町内共同墓地の除染、環境整備事業の進捗状況についてのおたかしであります。除染については環境省の直轄事業として行われます。共同墓地等整備事業については、復興庁の委託事業として町が実施することとなっております。11月29日付で復興庁と委託契約を締結いたしました。その契約を受けて、事業者とは12月16日に請負契約を締結し、本事業を開始しております。事業期間としては、契約締結から平成26年3月31日までを予定しておりますが、春のお彼岸までには現場作業を完了するよう指示しておりますので、ご理解願います。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） この事業、町長、やはり最初の説明が私はちょっとよくなかったのかなと思っています。個人所有分だと、除染して、除草して、墓石の拭き取りまでかかってくるから。だからこれは除染するための下準備をやりますと、こういうことだと思うのです。だからこれ今言っても、もう詮なきことですから言いませんけれども、この次からはやはりもう少し丁寧に、これだと本当に、この前ちょっと話したように変な話になりますから、お願いしておきたいと思います。

次に、中間貯蔵施設に入ります。先ほども話しましたが、中間貯蔵施設、ここのところ自民党の東日本大震災の復興加速化本部、この本部長が郡山に来て話をしてから、何か急激に今までずっと心配してきたことが、もっともっと心配するように動いてきたように思われるのです。前は受け入れるのか、受け入れるためには調査は受け入れた、だけれども今度は調査を受け入れた、その調査の結果が出る前に、もう土地を買い上げて国有化というような報道に一気に、短期間のうちに発展してしまった。本当に我々これでいいのだろうかと思うのですが、これ長々と書いてきたのですけれども、何か一日一日状況変わっていくので、実際これを読んで町長に質問したら、「お前、そんなこととっくに終わっているよ、ばかじゃないか」と言われるから、これはやめますけれども、本当にこれ受け入れるとき町長、町民に説明やるのですか。

この前ちょっと町長にも雑談時話しましたが、この前の町の説明会、これ受け入れるかどうかのときにも、町の職員は出席させるなというようなことを言っていたけれども、やはり町の職員がその説明会に立ち会って、環境省の職員が幾ら説明しても、なぜか町長は職員まで派遣しているのだから、この話聞いたらいいのでないかというように思われているのです、町の職員がいるために。町の職員もこの説明会で来ているのだもの、町はいいというふうに決まっているべと、こういうふうな

判断をする人が多いのです。

ですから、町長、これ地質調査の結果は、13日に議会全協で聞きました。これを踏まえて町長はいろいろな条件を2つ、3つ出しました。町民集会説明会もするということに、前の議会の答弁にもかかっていますし、今回の14日に出席しても、そういう考えは変わらなかったです。だから本当にこれ町民の皆さんに説明をするのは当然なのですが、役場は全く関係しないで、復興庁なり環境省なり、その国の役人にさせるという気はありますか。町は関係しないと、どうですか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 国の説明及び協議の内容について、また地質調査の結果報告についてのおただしですが、中間貯蔵施設に関する事前調査についての国の説明及び協議の内容については、9月27日の現地調査の了解を伝達する際に掲示した8項目の条件にのっとり、11月14日には双葉町内での現場での中間報告などが行われたことはご承知のとおりであります。

なお、調査結果の町及び議会への報告がなされる前に、調査結果や対象地域などの情報がマスコミを通じて流れたことについて、町政を預かる者としてまことに遺憾であり、その都度環境省に対し、抗議と改善を申し入れてきたところであります。

中間貯蔵施設候補地に関する現地調査は、地質調査の軸となるボーリング調査が10月11日に開始、12月11日に完了した旨、また環境調査も10月22日に開始、11月7日に終了した旨の報告を受け、12月13日の双葉町議会全員協議会において、町も同席させていただき、堅固な大年寺層の分布確認等により、地質調査結果からは施設の設置は可能との報告を受けたところであります。

先ほど議員からお話ありました国の説明の件でございますが、このことにつきましては議員とも先日、きのうお話をさせていただきましたが、そういう考えも含めて考えていかななくてはならないと、議会の皆さんとも協議して、どういうふうな対応をとったらいいかということは、今後議会とさらに連携をとりながらやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 全く日に日に状況が変わってきますので、この中間貯蔵施設を引き受けるのかどうか、これから話になってくると思うのですけれども、福島民友新聞に図面、どこまで、どの範囲で双葉町が国有化をするということに基づいて、国が勝手に報道したと思うのですけれども、これは多分町長は、俺はこんな話聞いていないということだろうと思います。ですが、これらの新聞を見ると、用地敷地というのか、用地、双葉町役場、新山前沖の役場のすぐ目の前の道路を1本挟んで南側からというようになっているのです。

町長、あと3年たったら帰れるかどうかはわかりませんが、6年ということで区切りはつけているのですから、うまくいって、あと3年で帰れたとしても、役場に行って、4階、議会の控室からベランダに出て下を見たら、そこから中間貯蔵施設の用地ですと、どのような塀をつくるのだから、そのままなのかどうかわかりませんが、そういう状況になるような新聞報道なのです。こ

れ本気になってやはり考えていかないと、双葉町は51平方キロぐらいでした、約、面積。勝手に5平方キロと、こう言われているのです。そうすると1割なくなってしまうのです。どうですか、これ、町長。こういう国の考え方、今受け入れられるのか、受け入れられないのかと聞いてもあれだけれども、答えられないと思いますけれども、これは本気になって考えていかなくては1割なくなってしまうのです。町長、自治体の存続が使命だと、こう言っているわけですから。

中には「帰りませんよ」と、本当にタイミングいいのだ、この環境省で調査したというものが、ほんとタイミングよく新聞報道になって、双葉町民の世帯主のが64%、65%近く「もう帰らない」、そういうような報道を出しながら、町を国有化していくよと、こういうやり方なのだ、国は。これちょっと町長どういうふうに今、これから町民に対しての説明もする、議会とも話し合っていくとは言っているのだけれども、今の考え、どういうふうに今思っているのかを聞かせてください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再質問にお答えいたします。

今この中間貯蔵施設の受け入れ要請について、町長としてどういうふうな考えを持っているのかというおたしでございますが、全く調査と建設は別物だということで、当初から言っておりますとおり、受け入れ要請について何ら判断をするという考えは持っておりません。まさに白紙ということで、議会含めて町民の皆さんと、このことについていろいろ真剣にお話し合いをしながら判断していかななくてはならないと、また一方では、国のほうから適地であるということで受け入れ要請が今月の14日にされたわけでございますが、まさに受け入れ要請を受けただけということで、何もその判断はしていないと。

また、土地そのものの絵姿等が事前にメディアのほうから流れてきたということに関しては、今回も、先月27日、28日に国の要望活動のときに、環境省の井上副大臣のほうに強く冒頭で抗議をしてみたいきさつもあります。また、今回も14日の事前に、ある新聞社から土地の買い取り価格の条件等が出てきたことに対しても、非常に不信感を持つものでありますので、そのこともあわせて、その14日の受け入れ要請のときに強く国には抗議をさせていただきました。国のほうでは、そういったことに対して今後情報管理をきちっとやっていきたいと、そういうふうな回答を得ましたが、今まで出てきた報道先行に対する不信感は議員の皆さんと一緒に、私も非常に不快感を持っております。そういったことで国のほうの今後の対応、それをじっくりと見据えながら慎重に判断していかななくてはならない、これは本当に双葉町の存亡にかかわることでございますので、慎重に、慎重な上にも慎重にやっていきたいと、そういうふう考えております。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 全く、町長何度も答弁しているように、町がなくなったのでは、双葉町がなくなってしまうと、帰る人も、帰りたくても帰れないというような状況になると思います。避難して2年9カ月、3年になろうとしています。町長言っている6年でも、今2年9カ月たっても状況は

何ら変わっていないということを考えると、もっと長引く可能性もあるなというふうには思っていますし、最終的にどうなるかわかりませんが、国はあの手この手を使って、強引にこの双葉町、大熊町、橋葉、富岡はどうなるかわかりませんが、すぐ隣接している双葉、大熊については強引にやはり買収措置をとってくるような気がしてなりません。

町長言っている6年でも帰られないというのであれば、個人的に虫のいい話ですが、私は今国家公務員住宅を借りています、国有地です。目の前の国有地が売りに出されました。看板が外されたから多分買い手が決まったのだと思います。以前私はつくばの公務員住宅、井戸川克隆さんと下見に行ったときに建っていたやつが、今は取り壊されて分譲住宅になって、もう全部家が建ったような感じですよ。だから、強引に国が国有化を、双葉町内の土地を国有化ということに、決まらないほうがいいのですけれども、決まったとき、万が一。私らも国有地、つくばの払い下げ条件つけてくれるようお願いしたいと思うのです。これは別に質問ではありません。そういうことも考えたことがあります。国は双葉の土地を買い上げるのなら、我々にも国有地を払い下げられるのではないかというようなことを考えたことがあるということを、まず知っておいてください。

それから、町長の答弁、課長、いわゆる説明員の答弁についての質問に入ります。先ほども言いました安全協定、見直しを進めるのであれば、町長、早目に動いてください。こういうふうな安全協定の見直しをしたいという意味を込めた答弁が議事録に載っております。それは3カ月たってもまだどうなったのか、町長からの話はありませんで、早急に進めてください。

それから、担当課長は、協議をしてまいりたいと考えておりますなんていう説明は、ちょっと考えたほうがいいと思うのです。町長は対象となるかどうかは今県に解釈を求めているところと言っているのに、こっちは協議をしてまいりたい。ちょっと、説明員はあくまで内容の説明ですから、この答弁についてを質問します。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 町長の議会答弁、担当課長の説明についてのおたかしであります、まず議会への出席であります、地方自治法第121条の規定により、議会の審議に必要な説明のため議長からの出席の求めに応じ、あらかじめ説明を委任する職員を通知し、議会に臨んでいるところであります。また、議会答弁においては、質問の内容を的確に把握し、理解を得られやすく説明することを心がけております。さらに、答弁については、原則町長が説明及び質疑に対する答弁を行い、必要に応じ、具体的な数値の説明など補足的に答弁を要するときには、出席している担当課長を指定し、議長の発言許可を受けた後、補足的な説明を行っているものと思っております。今後も職員ともどもわかりやすい説明を心がけたいと考えておりますので、ご理解願います。

また、今谷津田議員から安全協定見直しについてのおたかしもありましたので、あわせてお答えをさせていただきますが、今現在事務方のほうでの協議はしているところでございますので、その後の進捗につきましては、議会のほうにも説明できるような状況になれば説明をさせていただきたいと思

いますので、よろしくご理解をお願いいたします。

(「はい」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 持ち時間が過ぎましたので、再質問はできません。

○6番(谷津田光治君) 終わります。

○議長(佐々木清一君) 通告順位2番、議席番号2番、白岩寿夫君の一般質問を許可いたします。
2番、白岩寿夫君。

(2番 白岩寿夫君登壇)

○2番(白岩寿夫君) 通告順位2番、議席番号2番、白岩寿夫。ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたが、質問に入る前に、3番目に通告しています避難区域による財物補償について、大熊で今の時点で差額の独自補てんは実施しないとのことなので、この質問通告については取りやめたいので、申し出いたします。よろしくお願いします。

○議長(佐々木清一君) 許可します。質問に入ってください。

○2番(白岩寿夫君) 双葉町弁護団について。3年近い避難生活が続き、いまだ賠償がおくれています。結果報告とこれからの対応について町長にお伺いします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 2番、白岩寿夫議員の一般質問の通告にお答えいたします。

双葉町弁護団の現在の取り組み状況及び今後の対応についてのおたかしですが、現在までに273世帯、699人の方が双葉町弁護団に請求手続を委任されております。双葉町弁護団からは、進捗状況について、10月末までに全部和解が111世帯、一部和解が46世帯となっていること、和解内容について、長期避難による家族の離散や健康状態の悪化など、個別事情による精神的損害が2割から3割増となった事例も多くなっていることなどの報告を受けております。

従来、双葉町弁護団を通じた賠償請求は時間がかかるという批判が強くありましたが、その一因は原子力損害賠償紛争解決センターの体制にありました。これまで町はセンターの体制の拡充を求めてきましたが、平成23年度発足当初190名体制であったものが、平成25年12月までに600名体制に拡充されていると聞いておりますので、今後審理期間の短縮を期待しております。

田畑の賠償が始まるなど、財物賠償がより本格化かつ複雑化することが予想されることから、弁護士などの専門家の支援も必要となる場合も考えられるため、双葉町弁護団との連携を強化し、町民の皆さんへの弁護団の周知を図るとともに、引き続き早期賠償を強く求めてまいります。

○議長(佐々木清一君) 2番、白岩寿夫君。

○2番(白岩寿夫君) 今の町長の答弁、確かに今現在、前回よりも少しは進んでいるみたいでありますが、今までは本当に全くもう何も手つかずの状態でした。その中で東電から送られてくる賠償請求の中で、自分で少しずつ進んでいく方は、本当に賠償が、今の段階では最終のほうに今至っている

と思います。でも弁護団で賠償を進めている方は、今でも、先ほど町長が言いましたが、ほとんどというぐらい遅いです、確かに。それをこれから双葉町の町民の人たちも、やはり自立ということで進んでいますので、個人で請求している方はもう家を建て、土地を買って、それで進んでいます。先ほど町長が言ったとおり、少しは進んでいると言っていますが、弁護団での賠償では家も建てられないし、土地も買えないと、そういう話が住民から聞こえています。これから進めようとしている賠償ですが、町として、町長として、これから弁護団との話し合いをしてどのように進めていくのか、町長にご質問します。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 白岩議員の再質問にお答えいたします。

なかなか賠償や補償等々進んでいないというのは、実感として、これはひとしく避難している住民の皆さんが感じていることだと思います。ただ一方、個人で東京電力に請求されている方、ADR、弁護士などを使いながら対応されている方、それぞれいい部分もあれば悪い部分もある。そのように感じております。私としましては、そういったもろもろの情報を町民の皆さんに情報提供することによって、一人一人の皆さんが、それぞれ自分に合った対応をしていただければと思っております。そういったことから、双葉町弁護団だけでなく、いろいろな情報提供も町としてやっていかなくてはならない、そのように考えております。

また、進んでいない、土地を買ったり、家を新たに建築したりすることができないでいる方も多いというお話でありましたが、現在一つの例として、精神的損害に関しましては、1人10万円というふうなものが決定しております。その上乗せ部分に関しましては、いろいろそれぞれの対応によって変わってくる場合も想定できますが、一部合意といいますか、部分合意でその10万円分を先に包括請求をしていただいて、その後争う部分に関しての上乗せは後からというふうなやり方もできておりますので、そういったような対応も今後町民の皆さんに周知できればと思っております。町としましては、まず情報提供が一番大切なことかなと、そういうふうに考えております。

○議長（佐々木清一君） 町長、双葉町弁護団とどのような協議をしていくかという質問も入っていますから、そこ答弁してください。

○町長（伊澤史朗君） 失礼しました。

弁護団に対しての、双葉町弁護団との今後の協議ということでございますが、まず弁護団のほうに定期的に今の現状報告を受けておりますので、さらなる町民の皆さんの和解も含めた対応の取り組みを急ぐようお願いしているところであります。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 次の質問に入ります。自宅の財物の盗難について。町筋（街路）にはバリケードを設置していますが、町内全域にも盗難防止のために設置が必要と思われます。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 財物の盗難について、盗難防止の目的で町内全域にバリケードの設置が必要ではとのおただしであります。現在のバリケードは国の原子力災害対策本部が設置し、運用を行っており、双葉町内の国道6号線沿い及び帰還困難区域と避難指示解除準備区域との境界、国道288号と県道35号の大熊町、浪江町との境界にバリケードを設け、常時閉め切りや、時間を限定して開放することで運用しております。

バリケード設置の目的は、避難指示解除準備区域に立ち入られる皆様や、国道6号線を通る交通される皆様と、帰還困難区域に立ち入られる皆様との違いを明確にするとともに、沿道の防犯対策に資するものとして設置されております。他方、必要最低限度の箇所以上の設置は、通行可能な道路を制限することになるとともに、応急復旧措置や復興に関する各種調査、一時帰宅の皆様にご不便をおかけするなど、さまざまな問題が予想されるものであります。

こうした現状と課題の中で、双葉町内の防犯対策といたしましては、先ほど申し上げました町内各所へ設置したバリケードの運用に加え、町臨時職員と福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業を活用した民間事業者への委託業務により、車両3台で町内パトロールを実施しております。今後町では国道6号沿線へ通過車両のナンバーを認証するカメラや、町内各所の交差点への防犯カメラの設置を検討しており、皆様の安心安全の確保のため、国、県、警察、消防など関係機関との連携を強化し、バリケードの運用及び町内巡回業務とあわせて、防犯対策に資してまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） バリケードだけでは、やはり防犯は守れないと思っております。でも、盗難ができないように家に鍵をかける。そして、門の入り口にも、また入れないようにバリケードをつける。その二重の盗難防止ということではないと、今でも一時帰宅で帰るたびに物がなくなっているという住民からの話が聞かれます。やはり入り口、すぐ入れるので、やはり町としても少しでも財物がなくなるとか、そういう寂しいことが起きないように、町としても十分な対策をするのが必要ではないかと思っております。町長としてこれからの対応をどう考えていますか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 白岩議員の再質問にお答えいたします。

町として防犯の必要性は十分感じているところでございます。先ほどの答弁でも申し上げましたように、必要箇所以上のバリケードを設置することによって、いろいろな問題もまた出てくるというふうな現状もあります。そういったことで、町としまして、先ほど答弁で申し上げましたように、防犯を抑止するためにカメラ等、そういったものを設置したらどうかと。

また、個人的な考えであります。完全に出入り口をシャットアウトすると、入れないわけですから、完全な防犯の意味では相当効果があると。ですが、出入りできなくなってしまった人たちにどう

するかということも検討しなくてはならない。そういう非常に矛盾する部分も出てきますので、そういったことで、通り抜け交通の許可証等々の問題もありますので、これは先日相双地方振興局長とちょっと話した件なのですが、通り抜け通行許可証に関して、今後いろいろな問題が出てきておりますので、そういったこととあわせて今検討はしている状況であります。相双振興局長の考えとしましては、やはり住民の皆さんの不便さを考えたときに、通り抜けを自由にさせたらどうだと、そういう構想を持っているようでありました。私も全く同意見であります。ただし、先ほど議員がおっしゃったように、防犯の面では非常にお留守になってしまうと、そういったものの整合性をとりながら、今後対策も考えていかななくてはならないと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 以上で終わります。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時30分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位3番、議席番号1番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。

1番、羽山君子君。

（1番 羽山君子君登壇）

○1番（羽山君子君） 通告番号3番、議席番号1番。ただいま議長より一般質問の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

1番、来年度の重点事業について。平成26年度に優先的、重点的に取り組みたい、また取り組まなければならない事業は何か、町長の認識をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 1番、羽山君子議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

来年度の重点的に取り組む事業は何かとのおただしであります。今後の町の復旧・復興を進めるための指針としての復興まちづくり計画を策定し、「生活再建」、「町民のきずな」、「町の再興」を復興の基本理念として定めました。現在この3つの理念の実現に向けて、町民の皆さんが主体の復興推進委員会の意見を踏まえ、庁内の復興まちづくり計画推進会議の中で検討し、具体的個別施策について決定してまいりたいと考えております。特に事故後6年は帰還困難とされる本町は、避難を強いられた自治体として存続を保障してもらうことが大前提であり、ネットワークによって町民がつながっていること、町民と自治体行政組織の支え合いの構築、これにより町としてのアイデンティティを維持していくことが最も必要であると考えております。

この中で重点的に実施しなければならない具体的な取り組みとしては、1 つには、町に帰還するまでの生活再建と町民のきずなの維持、形成であります。国からは、帰還の見通しが明らかにされないまま長期間が経過しており、町民の皆さんのふるさとへの帰還の意思が時間の経過とともに薄らいでいくことが最も懸念されるところであります。ふるさと双葉町を地方自治体として存続させることが、町再興の原点であると考えており、町の再興は町民の皆さんの帰還の意思を持ち続けていただくことにかかっております。このため町のきずな、コミュニティーの維持、継続のために県が整備する復興公営住宅を核として、子育て環境、高齢者支援、安心して日常生活が享受できる施設を集約させた町外拠点の整備を、スピード感を持って目指してまいります。

さらに、2 つには、町の再興のためには、人材の育成、確保が重要でありますので、学校再開に向けてハード施設の整備とあわせ、特色ある教育ビジョンにより、魅力ある教育環境を構築し、将来の双葉町を担う子供たちの育成を目指してまいります。

また、線量の低減、インフラの復旧等による帰還のための安全安心についての合意形成のためには、長期の待機期間を要すると考えており、この間、町の存続を支え、町民が双葉町民としての権利と避難先での権利を二重に保持できるような制度の確立も国に求めています。

○議長（佐々木清一君） 1 番、羽山君子君。

○1 番（羽山君子君） 避難が長期化する中でも大事なことは、町民が安心して暮らせるかどうかということ、ましてや仮設住宅とか借り上げ住宅の中で、夢や希望を持って暮らせるかどうかということだと私は考えております。県においても復興関係の補正予算が1,700億円措置されております。国においても同様に措置されております。これらの予算を十分に活用して、短期的には町民の生活を優先した事業を、そして町の復興を加速するような事業を重点的に取り組んでいただきたいと思います。と思っています。

では、1 番は終わります。2 番に移らせていただきます。高齢化福祉の対応について。9 月の議会定例会における質問に対して、「町単独で取り組むには限界があり、4 町と課題解決に向けて取り組んでいるところ」との答弁がありました。その後の4 町との取り組み経過をお伺いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高齢化福祉の対応について、4 町との取り組み経過についてのおただしであります。9 月議会でも羽山議員から一般質問をいただいております福祉施設の取り組み状況についてであります。町外コミュニティー福祉サービスについて、事務レベルの情報交換、打ち合わせ会を10月以降3 回ほど開催し、4 町で連携し、取り組むべき課題について整理を行っている状況であります。

その主なものとして、介護施設の避難先自治体での事業再開は、町単独で取り組むには限界がありますので、避難元自治体と避難先自治体との調整、避難先エリアにおける双葉郡としての福祉施設のあり方などについて、福島県が中心となって調整をしていただくこととなりました。特に介護人材の

育成、確保については、各町とも避難先自治体の理解を得た上で、施設設置までの整備計画は見込めるものの、人材確保の見通しが大変厳しい状況で、福祉施設を運営できるかできないかを左右する大変重要な課題として捉えております。福島県内でも人材が不足している状況を踏まえながら、福島県、復興庁に支援策を求めてまいります。

介護施設の利用については、避難先で事業を再開した場合、双葉郡の住民を優先し、入所させる方向で申し合わせを行っており、さらに福祉サービスの業務についても、4町で連携を図りながら、共有できるものについて協議を進めております。

東日本大震災まで双葉町で運営しておりました社会福祉法人の介護施設の事業再開についても、福島県の担当課と具体的な協議、調整に入ったところであり、その後、施設設置予定自治体との協議を進める予定となっております。さらに、先月、国への要望活動時には、厚生労働大臣により、介護施設の事業再開について、福島県に積極的な対応をとるよう指示するとのコメントをいただきましたので、事業再開に向けて社会福祉法人との調整を進めてまいります。

高齢者の福祉対策、特に介護施設設置については、喫緊の課題として重く受けとめており、4町における共通課題について連携を図りながら、関係機関、避難先自治体と十分調整を行い、取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 高齢化福祉の対応についてのご答弁をいただきましたが、それぞれ4町のご事情がある中で一概に進められないことも理解しております。しかし、ご承知のとおり、避難が長期化する中で町民の多く、特に高齢者にとっては、狭い部屋での避難生活を強いられて、精神的にも肉体的にも限界に来ていると思います。高齢者の場合、老いが進み、時間的な余裕がありません。病気も心配されます。また、最近双葉町が行った住民意向調査の結果を見ても、約半数の町民が「必要」、または「必要になれば利用したい」と答えております。この調査結果を見ても、多くの町民が望んでいるということは町長もおわかりだと思います。4町の協力のもと国や県の予算を活用しながら、早急に進める必要があると考えておりますので、スピード感のある対応、いつまでも対応、対応では困りますので、スピード感のある対応をお願いし、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

終わります。

○議長（佐々木清一君） 通告順位4番、議席番号3番、高萩文孝君の一般質問を許可いたします。

3番、高萩文孝君。

（3番 高萩文孝君登壇）

○3番（高萩文孝君） 通告順位4番、議席番号3番、高萩文孝。ただいま議長より質問の許可がありましたので、通告書に基づき質問させていただきます。

1点目、教育環境についてであります。来年の4月1日より双葉町立幼稚園、小学校、中学校が

再開されます。そこで、今後の教育環境について質問いたします。

1点目ですが、子供たちの人数、9名と聞いておりますが、その人数を増加させるために具体的に今後どのような取り組みを実施するのかお伺いいたします。

2点目、双葉町、その9名の方以外の子供たちですが、その他の子供たちについての支援は、具体的に今後どのような取り組みを実施するのかお伺いいたします。

3点目ですが、平成26年度双葉町教育ビジョン（案）について、現在双葉町としては「七つの約束と一つの教え」、そちらからなぜ変更しようとしているのか、その理由をお伺いいたします。

4点目ですが、いろいろ言われておりますが、中高一貫教育がございます。福島県双葉郡教育復興ビジョンと具体的に今後どのような連携をされるのかお伺いいたします。

5点目ですが、いわき市において児童生徒の学習支援をされております。その人数は何名なのか、またそれ以外の地域にいる児童生徒の皆さんに対して新たな援助は考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 半谷教育長。

（教育長 半谷 淳君登壇）

○教育長（半谷 淳君） 3番、高萩文孝議員の一般質問の通告書にお答えします。

子供たちの人数を増加させるための具体的な取り組みについてのおたかしですが、これまでに町の世代別会議等、町民の皆様の集会でのアピール、町ホームページでの教育長メッセージ、いわき市各小中学校への校長による学校訪問、そしていわき市内の双葉町関係、幼少中学校児童生徒の保護者への通知文配布等を実施してまいりました。今後も電話による案内等も含めまして、さまざまな機会を捉えて学校再開のアピールをするとともに、学校再開後1、2年の期間でさまざまな成果を上げることで、入学児童生徒の増加を目指していきたいと考えています。短期的、そして長期的な取り組みが必要かと考えております。

次に、双葉町以外の子供たちへの支援についてのおたかしですが、これまで同様にきずなを維持するためのイベントの企画、さまざまな問題、悩み等への相談、就学援助、学習支援等を講じていきたいと考えております。

続いて、平成26年度双葉町教育ビジョンの中の「七つの約束と一つの教え」についての内容変更についてのおたかしですが、今回新たに学校を再開するに当たり、町の課題を1枚にまとめた教育ビジョンの策定を考えました。その中に従来の「七つの約束と一つの教え」の内容の一部を変更し、位置づけました。

変更した項目としましては、「目を見て話します」、「はきものをそろえます」という2つの項目を、「進んで学習・読書をします」、「進んで手伝いをします」にそれぞれ変更しました。学習、読書、手伝いに関しましては、町のホームページで、生活習慣の改善の項目として、7つの約束とは別に位置づけられておりました。そういった内容、項目を整理して、児童生徒、保護者にも理解しやすいよう

にしたほうがいいのかというふうに考えました。今後はホームページの内容も検討していきたいと考えております。

続いて、双葉郡教育復興ビジョンとの連携についてのおたただしですが、県教育委員会が発表しました、広野町に平成27年度開校予定の中高一貫校、特に27年度は高校についての開校ですが、この一貫校との連携については、教育内容のさまざまな部分での連携をビジョンの中で示してあります。具体的には郡内各中学校同士、そして中高の交流授業、さらには大学や企業、NPO法人等の組織から多様な教育支援を模索する等々の内容であります。今後より具体的な連携内容が研究されるものと考えています。

続いて、いわき市南台仮設住宅集会所での学習会についてのおたただしですが、10月8日より小中学生を対象に、週2回、2時間の内容で10名の参加者でスタートしました。現在、小学生12名、中学生3名、計15名まで参加者が増加してまいりました。毎回熱心に学習に取り組んでおりまして、さらに今後学習会が充実し、参加者もふえるように進めていきたいと考えております。また、他の地区での学習支援の要望につきましては、今後要望があれば、その可能性というものを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 3番、高萩文孝君。

○3番（高萩文孝君） 答弁ありがとうございました。

まず、1点目なのですが、いろいろなホームページ等されているとは思っております。ただやはり子供さんを学校に通わせたい親御さんの話でいうと、住む場所とか、そういうのもいろいろななかなか難しいのもあるので、その辺は継続的に実施していただきたいと考えておりますので、そういう面でも相談に一部乗っていただいている例もあるので、そこは継続して実施していただきたいと思います。

2番目の、今までと同じ、新たな取り組みは特にないようなのですが、継続して支援していくということでしたが、やはり少し新たな取り組みを、やはりどうしても、先ほどもちょっと人数のほう私言ってしまいましたが、9名の方だけどうしても何かそういうふうに、というふうに捉える保護者の方もいるので、ここは新たにちょっと考えていただきたいので、2番としては再質問でもう少し取り組む考えがあるのか、ちょっとご答弁をお願いしたいと思います。

3点目につきましては、これはそういうことで理解をいたしました。

4点目の中高一貫教育なのですが、先ほどございましたが、広野町のほうで平成27年度、双葉町の学校の再開のほうが多いので、その辺も含めてうまく連携していただくように努力していただきたいと思いますので、その点ももう一度答弁をお願いしたいと思います。

5点目なのですが、先ほどありまして15名の方、一番最後の答弁がちょっと気にかかるのですが、要望があればという話でしたが、ぜひともここはその他の方、何とか要望があればというのではなく

て、ぜひとも他の地域の方、いわき市以外の方に、再度、そういう事業をやっておりますので、そういうアンケートなり何かをとっていただいてやる考えがあるのかどうか、そこも再質問でお聞きいたします。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 半谷教育長。

○教育長（半谷 淳君） 高萩議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、初めの双葉町以外の子供たちへの支援についてであります。まず加須市の騎西小中学校に六十数名の生徒が今双葉町から区域外就学をしています。この生徒たちへの学習支援を中心に、今双葉町から数名の先生、教頭先生3名を含めて行っておりますが、この数名の先生方による支援が継続しておりまして、保護者の方からも大変安心感があるというような報告をうけております。まず、加須市の子供たちには引き続き来年以降も県教委と連携しまして、学習を初めさまざまな支援を続けていきたいと考えています。

もう一つ、イベントについてであります。やはり町の大きな課題であるきずなの維持という意味では、イベントの企画も重要な課題であると考えています。今年度は7月、8月に2回の世代別のイベントを催しましたが、いずれも参加者が多く、成功したと考えております。次年度もこのようなイベントを含めて、今お話ししました加須市の子供たちを中心とする支援、最近についてはやはり就学援助についての相談等も来ておりますので、こういった点で可能な限り対応することが大切かなと思っています。

続いて、双葉郡教育復興ビジョンとの連携であります。昨年度12月からこの教育ビジョンに関する協議会が発足しまして、7月末でビジョンを完成しまして、その完成したビジョンを文科省大臣初めさまざまな機関に配布して、ビジョンの実現に向けてのお願いをしまいいりました。11月には次の協議会が発足しまして、この協議会で今後具体的な中高連携の具体策を今詰めようとしているところです。来週もその会議がありますが、その中で協議されますので、随時その内容については町民の皆様にもお示しできるかなと考えています。

最後の学習支援の要望ですが、今アンケートという提案がありましたので、まずはアンケートを中心に県内の他の地区のほうの学習支援についての要望があるのかどうか、そういったものを探していきたいなと思っています。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 3番、高萩文孝君。

○3番（高萩文孝君） 最後のご答弁で県内とおっしゃいましたが、先ほど加須市の方もおりますが、県外もあわせて実施するお考えがあるかどうか伺いたします。

○議長（佐々木清一君） 半谷教育長。

○教育長（半谷 淳君） 双葉町民は、皆さんご存じのように全国40の都道府県、400町村にそれぞ

れおります。一遍に全ての町村にいろいろとお住まいの双葉町民にアンケートをとるということも、基本的には重要なことだとは思いますが、1つずつやはり実施可能なことを探っていく方法もやはり実際に運用していく意味では現実的かなと思いますので、まずは1つずつ県内の地区、こちらから実施するのが方法かなと考えております。

○議長（佐々木清一君） 町長の行政報告で39の県外ということなのですが、今40ですので、そこを訂正お願いします。訂正してください。

○教育長（半谷 淳君） 訂正します。39の都道府県、400の市町村です。訂正します。

○議長（佐々木清一君） 3番、高萩文孝君。

○3番（高萩文孝君） それでは、2番目の質問に入らせていただきます。よろしいでしょうか。

2番目の質問ですが、復興推進委員会についてでございます。復興推進委員会のうち津波被災地域復興小委員会というのについて、ちょっとご質問させていただきます。1点目ですが、津波被災地域復興小委員会事務局説明資料の一般的な考え方がございます。そのうち今回のこの東日本大震災を引き起こした最大クラスの津波は、海岸堤防で防ぐことはできないと、そのように記載されております。その海岸堤防は何メートルなのか、具体的にちょっとお伺いしたいと思います。

2点目ですが、復興まちづくり計画、今年作成されたものでございますが、この中の復興まちづくり計画（第一次）の関係部分抜粋のうち、県道広野小高線及び海岸堤防のかさ上げをするように書いておりますが、具体的にいつごろ実施されて、何メートルにするのかお伺いいたします。

さらに、その中身の資料で、地域住民の皆さんの意向を十分に踏まえながら検討しますと記載されております。その津波の小委員会をやられているとは思っておりますが、具体的にどんな対応をされるのか、あわせてお伺いいたします。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番、高萩文孝議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

海岸堤防は何メートルかとのおただしですが、被災前の堤防高は、東京湾平均海面から6.2メートルでした。双葉町沿岸の海岸堤防は福島県が整備することになりますが、県は平成23年10月に行われた福島県海岸における津波対策等検討会の報告を受けて、双葉海岸については、現在の堤防高よりも1メートル高い、東京湾平均海面から7.2メートルの高さで整備する計画と聞いております。

次に、県道広野小高線及び海岸堤防のかさ上げについて、実施時期と何メートルにするのかとのおただしですが、津波被災地域である中浜、中野、両竹地区の復旧・復興施策に関しては、双葉町津波被災地域復興小委員会において議論が進められているところです。具体の事業については、小委員会の意見を受けて、双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画が取りまとめられた後、実施されることとなります。

津波被災地域の事業計画の取りまとめの時期は、当初、今年度内を予定しておりましたが、12月12日

の第2回会合において、来年3月の取りまとめにこだわらず、国の動きを見据えて議論を進めていくこととされ、来年3月以降としたところであります。したがって、現時点では、事業の実施時期は決まっていないところですが、計画の策定がなされましたら、速やかな事業の実施を県等に求めていると考えております。

また、県道広野小高線のかさ上げについて、整備主体である県は困難であるとの見解を示しておりますが、町としては引き続き県と協議していきたいと考えております。なお、海岸堤防のかさ上げについては、さきの質問でお答えしたとおり、1メートルのかさ上げが計画されております。

地域住民の皆様の意向を踏まえながら検討するとは、具体的にどのような対応を実施するのかのおたかしですが、双葉町津波被災地域復旧・復興事業計画に関しては、双葉町津波被災地域復興小委員会で検討を進めております。この小委員会には津波被災地域である浜野、両竹行政区からの代表7名に委員として参加していただいております。地域住民の方のご意見、ご意向を伺いながら検討を進めております。さらに、計画の取りまとめに先立って、津波被災地域の住民等を対象とした意向調査の実施も必要と考えております。引き続き、地域住民の皆さんのご意見を伺いながら検討を進めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 3番、高萩文孝君。

○3番（高萩文孝君） 答弁ありがとうございました。それで、そのプラス1メートルの根拠なのですが、津波のシミュレーションを多分されているのか、これからするのか、ちょっとまだ私もわかっていないところなのですが、たった1メートルでいいのかというのが、ちょっと私の中に実はありまして、その辺のちょっと答弁を再質問させていただきます。お願いしたいと思います。

あと、来年3月以降という町長のご答弁でございましたが、具体的にいつとは言えないところもあるのですが、いつごろ目標とか、そういうのがあればいいのですけれども、お伺いしたいと思います。

あと、7名の方が委員に入って、ちょっと資料もありますが、具体的に誰だということも私わかっていのですが、やはりその他の町民の皆さんも、その津波のあった地域の皆さんの声もちょっと吸い上げるような、その代表の方もいらっしゃると思いますが、そういう丁寧なご説明をちょっとする考えがあるかどうか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

まず、海岸堤防の1メートルかさ上げのシミュレーションですが、これは先般そのシミュレーションの説明を受けました。結果、そのシミュレーションとしては、1メートルかさ上げすることによって、一番危険な状態というのは津波の2メートル以上の高さだと伺っております。そういった部分が双葉町地内の両竹、浜野、中浜に関して約半分の面積になると、そういうデータが示されております。

果たしてその半分になったからそれでいいのかということに関しましては、私もちょっと疑問を持つところでございますが、海岸堤防等のかさ上げ、プラス緑地帯、いわゆる防風林とかを設置することによって津波の浸入といいますか、2メートル以上の高さを多少は減少することができるのではないかとということと、あとは双葉町だけでかさ上げが可能ということではございません。こういったことは福島県全域の海岸堤防に対して対応していかななくてはならないということで、予算的な措置もありますし、そのことは今後いろいろある、そういうふうな話し合いがありますから、それでいいのかということと、今後津波被災に対して予防措置として十分なされるような対応を求めていきたいと思っております。

あと、3月での計画見直しはずれ込むというお話でございますが、これはまず本来ですと、年度年度でその計画とか、そういうふうな構想というのは設定するべきであろうと思いますが、いろいろな中野、中浜、両竹の皆さんとも、委員の皆さんとも協議しまして、やはり慎重にやっていかなくてはならないだろうと、時期にこだわらずその判断をしていきたいと、時期をいつごろと考えているかということでございますが、年度をまたいでなるべく早い時期にそういうふうな対応をできればと思っております。

そのほかの地域の住民の皆さんにきちっと話を聞く考えがあるかというおただしでございましたが、そのことにつきましては、今回7名の両竹、浜野地区の委員の方が、両区長、プラス5名の方が選出されております。そういった方で戸数的にも、部落の大きさ的にも、ある程度地域の住民の皆さんの意見を吸い上げることは可能でないかというふうな判断をしております。また、そういったことだけではなくて、町としてもそういうふうな機会があれば検討はしていきたいと、そういうふうと考えております。

○3番（高萩文孝君） 終わります。

○議長（佐々木清一君） 会議をこのまま継続してよろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 通告順位5番、議席番号4番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。
4番、菅野博紀君。

（4番 菅野博紀君登壇）

○4番（菅野博紀君） 通告番号5番、議席番号4番。ただいま議長の発言の許可が出ましたので、一般質問をさせていただきます。

1番、復興公営住宅について。現在の双葉町の復興公営住宅の進捗状況と建設予定地の場所など、現時点の状況と今後の方針をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 4番、菅野博紀議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

現在の双葉町の復興公営住宅の進捗状況と建設予定地の場所など、現時点での状況と今後の方針についてのおただしですが、原子力災害による避難者のための復興公営住宅は、福島県による整備が計画されており、第一次福島県復興公営住宅整備計画によると、平成27年度までの入居を目指して、福島県内全体でおおむね3,700戸を整備する計画が示されております。3,700戸のうち先行整備に着手している一部の住戸に関しては着工されたものもありますが、大部分の住戸は現在県が用地の選定、用地交渉を進めている段階と承知しております。

双葉町においては、これまでいわき市、郡山市、南相馬市に整備される復興公営住宅に、町民がまとまって入居できるよう福島県に要請してきたところです。本年10月に実施した住民意向調査において、白河市についても一定の希望が見られたことから、これまでの3市に加えて、白河市にも町民がまとまって入居できる復興公営住宅の整備を福島県に要請することといたしました。

町民の希望が最も多いいわき市の復興公営住宅につきましては、役場事務所が所在し、町立幼小中学校の再開も予定されているいわき市南部に整備される復興公営住宅を、町外拠点の中心としたいと考えております。いわき市南部の復興公営住宅には、町民の意向も踏まえて、住宅のみならず、医療、保健、福祉の機能を担う施設や、店舗や集会所などの交流施設の併設なども、国、県に要望し、町民全体のコミュニティーの拠点としても機能できるよう、国、県、受け入れ自治体と調整を進めてまいります。平成27年度までに希望する町民の方が復興公営住宅に入居できるよう、引き続き県に早期整備を強く求めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございました。

復興公営住宅に関しては、いわき市がある程度進捗が早いという程度で、郡山、南相馬に関しては、これ県事業で、もっと早くスピーディーにやっていただきたいと。町が町民の皆さんの批判を結構受けているところですが、実際にはこれは県事業で、県がやるべきことをやっていないということが、これはもう明らかなと私は思っています。まして白河、白河も本当に皆さんつくってほしいと要請しているのであれば、すぐにでも回答をよこす。この県としての役割等にも、私は実を言うと疑問を感じています。27年度中に本当に入れるのかどうなのかということも加味して、今後町政懇談会などで町民の意見等を吸い上げ、どのような復興公営住宅をつくっていかなくてはならないかということも、町長、そういうものももうちょっと具体的に、ほかの、いわきだけではなくて、今決まっている郡山、南相馬、ましてや要請しているではなくて白河にもつくりますよと、吉報を本当に白河の人たちにも持って行っていただきたいなと私は思っています。

あと、それに対して県外の方、県外の方に関しての対応、借り上げがいつまで続くのか、これから続くか続かないか、これも県対応です。これに関しては県の要望よりも、国として国策の中でやった原子力発電所の事故なので、これは国に要請してもいいのではないのかなと。39都道府県の中で、結局みんな国有地等を持っているので、そういうものの復興公営住宅等の要望も、もう県だけではな

くて、やってくれない県ではなくて、国にもやってもらわなくてはならないのではないのかなと。

そういう他県に行かれています方、もう2年9カ月も過ぎているので、その方たちの対応もきちっとしていかないと、県外に出れば私たちは関係ないのかというような認識にさせないように、国の要望の中にもそういうふうにはやっていかななくてはならないと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

復興公営住宅の考えにつきましては、まず先ほど菅野議員がおっしゃいましたように、いわき市のほうの土地取得、全て県が土地に対しての取得はやるということで、町がそこにかかわることはできませんので、県の対応に強く、早急にやっていただくように常々お願いをしているところであります。そういった中でいわき市につきましては、かなり進捗状況はいいと、そういうふうな報告を受けております。

また、郡山、南相馬につきましても、それなりに進んでいるということで、先般世代別会議のときに伺いましたときに、南相馬につきましては、ある程度用地の確保のめどもついたかなというふうな報告を受けております。そういったことで南相馬については進捗は進んでいるのかなと、そういう考えでおります。白河市に対して、今回の10月に行いました意向調査の結果を踏まえて、強い要望が数多くありましたので、白河市に復興公営住宅をつくることの要請を県にすると、そういったことで実はきのう白河市の鈴木市長のほうに直接電話をかけさせていただいて、復興公営住宅の要請もあわせて、受け入れ自治体としての対応もお願いしたところであります。そんな中、鈴木市長におかれましては、最大限協力していただけると、そういうふうな明快なご回答があったことをあわせてお知らせをさせていただきたいと思います。

県外の復興公営住宅の整備につきましては、双葉町民を対象とした原子力被災者向けの復興公営住宅の整備は福島県営住宅として行われることになっております。福島県は福島県外に復興公営住宅を整備する考えはないと聞いているため、県外での復興公営住宅の建設は困難であることをご理解いただきたいと思います。復興公営住宅が建設されない地域の町民の皆さんの住居の確保については、先般先月の27、28日に厚労大臣にも直接借り上げ等の延長を含めて、避難している住民が、全国に分散して避難をしている現状もお話をさせていただき、今後の借り上げ対象、復興公営住宅との絡みも含めて、延長も含めた柔軟な対応をお願いしたいということで、強く申し入れをしてきたところであります。将来にわたってその住民の皆さんの借り上げ延長を求めるなど、安定した住居の確保ができるよう、強く今後も国、県に要請をしてまいりたいと、そのように考えております。

失礼しました。厚労省ではなくて内閣府のほうに要請してきました。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） ただいまのご答弁の中で、県は県外に対しては対応しないというような方向

性のことが出ましたが、実際には福島県民である方々に対応しないというのは、本当に僕は福島県に対して失礼だと思っています。行政、県、国、各自治体が、内閣総理大臣が先日も答弁の中で言うように、国民の生命、財産を守る。県民の生命、財産を守る。町も実際国民の生命、財産を守るというのが大義だと思っています。その中で、そこに対して県ができないのであれば、もちろん国がこれはやっていくのが当たり前だと思います。その県外に対しても、町はちゃんと、ちゃんととまでは言えませんが対応はしているはずです。県もそれなりの対応はしているはずです。

出ていきたいって出ていったわけではないし、追い出されたような格好をとっている中で、その人その人の2年9カ月もあったこの避難の中でやらないというのは、もう実際には県は放棄しているように私は思います。これはその放棄しているところを相手にしていくのであれば、町としてはどんどん国にその県外対応等もきっちりと要請していかなければ今後進まないと思いますので、その意気込みというよりも、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

県の動きがいま一つはっきりしないということでございまして、そういったことに関しては県のほうも危機感を持って最近はやっているように感じておりますし、もちろん基礎自治体として我々も住民の皆さんに直接そういうふうなご要望、いろいろな要求等を承っておりますので、全国39都道府県、先ほどお話ししましたように400の市町村に町民の皆さんが避難をしている状況で、そういったことに対して行政として国のほうには強く、今後もその対応を強く求めてまいります。機会あるたびに国のほうにそういうふうな要望をしていきたいと、そういうふう考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 2番の町政懇談会について。避難生活も長引き、今後の行政としての対応等も町民の皆さんの意見を聞くべきと思いますが、町政懇談会の予定などあればお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 今後の町政懇談会の予定についてのおただしですが、東日本大震災と原発事故から2年9カ月が経過した今もなお、双葉町への帰還の見通しが立たず、また復興公営住宅を核とした町外拠点の整備や原子力損害賠償、中間貯蔵施設への対応などの重要課題が山積みしています。

このような中、これまでに町が実施した町民の皆様の意見を聞く機会としては、5月に町政懇談会を県内外11カ所で開催しました。また、最近では11月から12月にかけて、世代別会議（ワークショップ）を9回開催し、私自身もこの会議に出席し、きずなの維持、再生やコミュニティーのあり方について、町民の皆様のお考えを直接お聞きし、コメントさせていただきました。さらに、会議の後半には懇談会の時間を設け、町政全般についてもご意見を承ったところです。このほか、仮設住宅への訪問や借り上げ住宅自治会の定例会などにも、時間の許す限り出席し、町民の皆様のご意見、ご要望などを伺っております。

今後も町の復旧・復興に向けての国、県への動向を十分に見きわめながら、町民の皆様のご意見をこれからの町政運営に反映させるための町政懇談会を来年も開催していく考えでありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） この町政懇談会については、町民の皆様からすごく要望があります。最低でも年4回程度やっていただきたいと、議会にもやっていただきたいと。いろいろなお話がある中で、町長、副町長、よくいろいろな面で公務等お忙しいことはよくわかっているつもりなのですが、やはり町民の意見を多く、幅広く、大きく聞かないと、これからの町政というのは、この非常時の町政というのは進んでいかないと私は思っております。今の体制で無理であれば、浪江さんでもやっているように、副町長を2人にしても、何とかかんとかやっていけるような方法を、これは考えていかなければならないと思います。

それで、この年4回というのは、町民の皆様からも、通常いわせれば最低でもやってほしいと。町長もおっしゃるように、行ったときにちょっとお話しするというのは、ある程度の時間がないので、いろいろなことが聞けないのだということは、実際には言われています。会いたくても会えない人たちも、なかなか遠くに避難した人は、そういう事情がある方が多いので、幅広く多くやっていただきたいというご意見がいっぱいあるので、今回この質問を入れさせてもらったのですが、最近で言えば本当に生活のこと、中間貯蔵のこと、学校のこと、賠償のこと、復興公営住宅のこと、これが本当に一番のあれで、今の一番の話題は、この中間貯蔵のことです。これもきのうおとといに言われたことなのですけれども、13日に議会は要請を受けたのかということと言われました。要請は受けていないと、町長と一緒に受けたのか、受けていないと、調査の結果を受けましたと、それで14日から要請されましたと。環境省もすごく行政とか双葉の町民とか、僕らの地域の方をすごくばかにしているのかなと。やらせてほしいときには、町民にもちゃんと説明しますと、こっちからの要望をのみます。だけれども、これ結果は町民にはちゃんと説明もしないで、議会に言った次の日にはもう要請だとか、そういうふうに国、さっきも言いましたが、国、県に物を言うのには、これ執行部、町民、議会、これが一丸となって言えるような体制をつくらないと、国は本当に勝手に言い始めて、勝手なことをやっているようにしか見えません。では、本当に僕らの地域の人たちは日本国国民なのかなと。

先日も来たときに、町民の皆さんには僕はちょっと説明したのですけれども、僕たちが説明する時間もないから、逆に最初から怒られるのです。井上副大臣も僕は1回会ったことがあります、説明で。大臣も副大臣も来ない、それで来たって答えられない、民主党の責任だとか、そういうだらしないことばかりやっていて、それでものだけ進めるというのは、ちょっとおかしいと思うようなことがいっぱいあるので、それを逆に町長の口、もしくはそれが行けないのなら副町長が行って話してあげるのも、やはりそこで溝がどんどん埋まってくることだと思うのです。それが正式な場でないところでやっているのではなくて、俺も話したかったという人たちが出てくるので、そこら辺のことを考えたと

きに、体制を含めて、今後町政懇談会をより多くやっていただけるような方向性を持っていただきたいなと思っているのですが、それに対してのお考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、町政懇談会のことでございますが、ことし5月にさせていただいたきり、まだやっていないというのが事実であります。一方では、先ほどもお話がありましたように、非常に町長としての業務の煩雑さといいますか、非常に時間がかかるもの、いろいろな一つ一つ問題が次々に、雨後の竹の子ではありませんけれども、問題が出てくると、そういったことでその対策、対応に追われているというのも事実であります。しかし、町民の皆さんのいろいろなご意見や考えを伺いながら、町政をつかさどっていかなくてはならないというのは、本来私もこのたび皆さんの負託を受けて町長になったときから、その思いは継続しているつもりです。そういったことで、回数に限らず、今後なるべく町民の皆さんの声を聞く機会をつくっていきたい、そういうふうに考えております。

先ほど、菅野議員から非常にありがたい提案がありましたが、副町長2人制につきましては、隣の町でも実施しておりますし、そういったことに関して町民の皆さん、議会の皆さんのご理解を得られることであるならばというふうな、限定的な話しかできませんし、またメリット、デメリットも踏まえて考えていかなくてはならない、そういったことに関しては慎重に検討させていただきたいと、そのように考えております。

○4番（菅野博紀君） どうもありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時27分）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成 2 5 年第 4 回双葉町議会定例会議事日程（第 3 号）

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日（金曜日）午前 9 時開議

開 議

- 日程第 1 議案第 8 2 号 平成 2 5 年度双葉町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 2 議案第 8 3 号 平成 2 5 年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 議案第 8 4 号 平成 2 5 年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 4 発議第 6 号 福島県内すべての原子力発電所の廃炉を求める意見書案
- 日程第 5 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

閉 会

○出席議員（８名）

1 番	羽 山 君 子 君	2 番	白 岩 寿 夫 君
3 番	高 萩 文 孝 君	4 番	菅 野 博 紀 君
5 番	清 川 泰 弘 君	6 番	谷津田 光 治 君
7 番	岩 本 久 人 君	8 番	佐々木 清 一 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	伊 澤 史 朗 君
副 町 長	半 澤 浩 司 君
教 育 長	半 谷 淳 君
秘 書 広 報 課 長	平 岩 邦 弘 君
参事兼総務課長	武 内 裕 美 君
参 事 兼 復 興 推 進 課 長	駒 田 義 誌 君
税 務 課 長	舶 来 丈 夫 君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局 長 兼 コミュニティー センター 所 長	大 橋 利 一 君
住 民 生 活 課 長	渡 邊 勇 君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大 住 宗 重 君
教 育 総 務 課 長	今 泉 祐 一 君
会 計 管 理 者	半 谷 安 子 君
代 表 監 査 委 員	五 十 嵐 一 雄 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 下 正 夫
書 記	大 浦 寿 子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎議案第82号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第82号 平成25年度双葉町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款町税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第15款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第16款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第17款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第19款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第20款町債。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款総務費。

7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 目2の文書広報費ですけれども、その中で11の需用費、印刷製本で新しい事業ということで、コミュニティー情報紙というふうにお聞きしたのですが、この事業の目的と内容について伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 答弁をお願いします。

町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 秘書広報課長に説明させます。

○議長（佐々木清一君） 平岩秘書広報課長。

○秘書広報課長（平岩邦弘君） 岩本議員のご質問にご説明いたします。

文書広報費の需用費の印刷製本費につきましてですが、今回の65万2,000円の追加につきましては、「広報ふたば」の増ページ分の補正でございます。当初全体で164ページで積算しておりましたけれども、これまでの実績、さらに今後の見込みも踏まえて、約300ページにふえるということから、今回増額となっているものであります。

それから、コミュニティー情報紙につきましては、「ふたばのわ」ということで、11月からこのようなチラシを作成しまして、各世帯に配布しております。これにつきましては毎月15日ということで、自治会の活動であるとか、あるいは成人式の実行委員会とか、そういったものを復興支援員が取材したものをまとめて発行しているものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 目1で一般管理費なのですが、13の委託料で30万円、地域主権改革推進支援事業というのはどういう事業か教えてください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 総務課長に説明させます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 谷津田議員のご質問にご説明を申し上げます。

地域主権改革推進支援事業であります。これについては、前からございました第3次地方分権一括法に基づくものでございます。これによりまして条例の改正の必要性もあるものですから、条例改正、必要な部分の洗い出しというようなことで委託をさせていただくというものでございます。

○議長（佐々木清一君） そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費。

4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） 18番の備品購入費、125万円の除雪機、きょうも中通り、雪が降り始めました。予算の執行をこれすぐにでもやらないと、ことは雪が随分早いみたいなので、そこら辺ちょっと最短でどのくらいでこうやって出せるのかなと。除雪機、福島2台とか、日和田1台、富田1台、白河1台というわけですか、これ最短で本当にすぐにでも出さないと、暮れになって雪で動けなかったというような状況になるのがすごく心配されるので、そこら辺どういうふうにお考えなのか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） ただいまのご質問に対してお答えいたします。

なるべく早急に対応したいと思っておりますが、詳細につきましては総務課長のほうに説明させます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 菅野議員のご質問にご説明を申し上げます。

箇所については5カ所ということですが、担当は生活支援課のほうになっております。できる限り早期に発議等を行って、すぐ発注できるような体制を組むように私のほうからも指示していきたいというふうに思います。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） ただいまの菅野議員の質問に関連することなのですが、その除雪機ですけれども、場所によって敷地の広いところもあろうかと思うのです。それで、福島とか郡山、白河も市から除雪機は入るのでしょうかけれども、仮設と仮設の間などは当然狭いので、除雪車はちょっとは入れないと。そういう意味でやはり除雪機を1台ではなくて、今後やはり敷地面積の多少によってはもう一台増設するとか、そういうお考えはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員のご質問にお答えいたします。

地区によっては、その地域の自治体と契約をして除雪をしていただいておりますが、今議員のおただしにありましたように、狭い地区というか、露地とか狭い部分に関しては、この除雪機で対応するというふうな考えであると思いますが、その降雪の量によって、除雪機そのものの稼働率というのは変わってくると思いますので、そういったものも随時柔軟に対応していきたいと、そのように考えております。

○議長（佐々木清一君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款商工費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 細かいことなのですが、保健体育総務費で1万2,000円のスポーツ推進員の報酬が補正計上されておりますけれども、これは当初でも10人分の委員の報酬として8万幾ら、5,000円だか7,000円だか、これ計上されているのですけれども、なぜここに来て1万2,000円ほどの補正がされるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 半谷教育長。

○教育長（半谷 淳君） ただいまの谷津田議員のご質問については、教育総務課長より説明申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 今泉教育総務課長。

○教育総務課長（今泉祐一君） ただいまの谷津田議員のご質問にご説明申し上げます。

当初予算におきましては、1回分のスポーツ推進員の会議の報酬を見ておりましたが、年明け、1月にスポーツ推進員会議を開催するということになりましたので、1回分の不足分につきまして、今回1万2,000円を補正させていただきました。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 当初は10人で8万5,000円で、これは何回とは説明なかったのですが、委員が10人ということで8万5,000円。これ今度開かれるスポーツ推進員の会議に不足が出るということですが、では1回の報酬というのは幾らなのか。余り細かいことは言いたくないのですが、これ当初が8万5,000円というものをとっていて、1万2,000円で1回分できるのかどうか。

○議長（佐々木清一君） 半谷教育長。

○教育長（半谷 淳君） ただいまの谷津田議員の説明に関して、今泉総務課長より説明させます。

○議長（佐々木清一君） 今泉教育総務課長。

○教育総務課長（今泉祐一君） 谷津田議員のご質問にご説明いたします。

当初予算におきましては、スポーツ推進員報酬ということで10名分、1回を予定しておりましたが、今回、先ほども申し上げましたとおり、1月にもう一回の推進員会議を開催する予定でございまして、その不足分ということで1万2,000円をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 10人の委員で8万5,000円当初で予算とってあるのであれば、1回分というのは1人幾らの報酬を払うのか。この次に開かれるのが1万5,000円しか払うことはないのかどうか。これ1万2,000円で10人、委員が10人全員出席すれば、これ1万2,000円というのは、幾ら1回の報酬として払うのか。

○議長（佐々木清一君） 半谷教育長。

○教育長（半谷 淳君） ただいまの質問に関しまして、教育総務課長より説明申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 今泉教育総務課長。

○教育総務課長（今泉祐一君） ご説明申し上げます。

1回分3,000円でございます。

（「休議」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前 9時14分

再開 午前 9時19分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

6番、谷津田光治君の質問に対し、明確な回答がなかったということで、半谷教育長のほうから明確な答弁だけを求めます。

半谷教育長。

○教育長（半谷 淳君） 再度の質問でございますので、わかるように教育総務課長より説明申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 今泉教育総務課長。

○教育総務課長（今泉祐一君） ご質問にご説明いたします。

当初1回分10名ということで予算を計上させていただきました。1回スポーツ推進員会議を開催いたしまして、10名中全員が出席しなかったということで、予算としては残分が出ております。今回2回目を予定するに当たりまして、その残分プラス10名を、最大の10名の出席を予定しまして、不足分の1万2,000円、3,000円の4名分不足ということで計上させていただきました。

○議長（佐々木清一君） そのほか質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第12款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第82号 平成25年度双葉町一般会計補正予算（第5号）を、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第83号 平成25年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款国民健康保険税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款療養給付費交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款共同事業拠出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款保健事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第83号 平成25年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第3、議案第84号 平成25年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第

2号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第84号 平成25年度双葉町介護保険特別会計補正予算(第2号)を、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第4、発議第6号 福島県内すべての原子力発電所の廃炉を求める意見書案を議題とします。

職員に議案の朗読をさせますが、かがみのみの朗読といたします。

事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(佐々木清一君) 提出者より提案理由の説明を求めます。

提出者、岩本久人君。

(7番 岩本久人君登壇)

○7番(岩本久人君) 発議第6号 福島県内すべての原子力発電所の廃炉を求める意見書についての提案理由を申し上げます。

平成23年3月11日に発生した、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、双葉地方の住民を含め約15万人の県民が、県内外での不自由な避難生活を強いられて、はや2年9カ月が経過したが、事故の収束の見通しがいまだに立っていない。

事故以来、双葉町民を含めた県民は、放射性物質の汚染による健康への不安、土壌汚染による耕作不能や農作物への風評被害、山林汚染、日々ふえ続ける汚染水、さらには汚染水貯蔵タンクからの漏えいによる海洋汚染で、漁業関係者にもさまざまな悪影響を与え、極めて厳しい状況である。

本町は、区域再編で帰還困難区域が96%を占め、除染の見通しも示されず、不安な避難生活を送っている一方で、放射性物質が及ぼす健康被害、さらには賠償などさまざまな面において、国の対応が不十分であり、対応策が十分に確保されない状況では、早期帰還、復旧・復興は極めて困難であると言わざるを得ない。

双葉地方の住民を含めた県民の願いは、一刻も早い事故収束と安全で安心した暮らしを取り戻すことである。

国の原子力政策への安全神話が大きく瓦解した今、以前から原子力発電所の抱える問題解決が見出せない状況では、双葉町議会として原子力発電所を容認することはできない。

よって、今の双葉地方の住民や、県民の置かれている立場を重視し、県内にある全ての原子力発電所の廃炉を、国に強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものでありますが、意見書については、皆様のお手元に配付した案のとおりでありますので、朗読は省かせていただきます。

なお、意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣であります。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第6号 福島県内すべての原子力発電所の廃炉を求める意見書案を、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(佐々木清一君) 起立多数です。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されましたので、関係機関へ意見書を提出します。

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長(佐々木清一君) 日程第5、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務教育常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長(佐々木清一君) 日程第6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長(佐々木清一君) 休議。

休憩 午前 9時32分

再開 午前 9時33分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成25年第4回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前 9時33分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 佐々木 清 一

署名議員 白 岩 寿 夫

署名議員 高 萩 文 孝